平成30年大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会

会 議 録

平成30年(2018年) 6月21日

大阪狭山市議会

# 大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録目次

# 【6月21日】

開会(午前9時30分)	····· 1
大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委	
員会の報告	2
その他	68
閉会 (午後 3 時41分)	69

# 本委員会に付託された案件

- 1. 大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会の報告について
- 2. その他

## 大阪狭山市議会

# 大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会会議録

平成30年6月21日 (2018年) 午前9時30分開議 委員会室

1 出席委員は次のとおりです。(15名)

上谷元忠 北 好雄 井 上 健太郎 西 野 滋 胤 須 田 旭 松井康祐 薦 田 育 子 小 原 一 浩 德 村 賢 片 岡 由利子 丸 山 高 廣 鳥山 健 山本尚生 松尾 巧 北 村 栄 司

- 1 欠席委員は、次のとおりです。(0名)
- 1 出席を求められたのは、次のとおりです。

市長 古川 照人 副市長 髙林 正啓

グリーン水素シティ事業対策室長 三井 雅裕

政策推進部長 田中 斉 総務部長 竹谷 好弘

健康福祉部長 水口 薫 都市整備部長 楠 弘和

市民生活部長 山田 裕洋 教育部長 山﨑 正弘

上下水道部長 能勢 温

総務部法務・契約グループ課長 塚本 浩二 総務部財政グループ課長 高井 悟

1 本会議の書記は次のとおりです。

議会事務局長 伊東 俊明 議会事務局次長 山本 一幸

## 午前9時30分 開会

## 丸山高廣委員長

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しいところご出席いただき、ありがとうございます。

ただいまより大阪狭山市の魅力発信及び発展 に関する事業等調査特別委員会を開催いたしま す。

このたび、引き続き、私、丸山が本特別委員 会の委員長に、また、新たに西野委員が副委員 長という大任を拝しました。もとより微力では ございますが、委員各位のご協力により務めて まいりたいと存じますので、よろしくお願い申 し上げます。

それでは、委員会を開会するに当たり、委員 及び理事者並びに担当者に、委員会での発言に ついてお願いを申し上げます。

まず、録音の関係上、特に委員が多数となっておりますので、必ずお近くのマイクに向けて発言されるようお願いいたします。

また、会議時間の効率化を図るため、発言される場合は着席のままで結構です。

最後に、発言の際は、挙手と同時に必ず「委 員長」と一言お願いいたします。その後、私か ら発言者を指名いたしますので、発言者は指名 された後、発言されるようお願いいたします。

それでは最初に、市長よりご挨拶をお願いい たします。

市長。

# 古川照人市長

おはようございます。

委員会開催に当たりまして、一言ご挨拶申し 上げます。

まずは、もう皆さんもご承知のとおり、私が 市長に就任してから、この大阪狭山市のために 持続可能なまちづくりをめざしてということで 取り組んでまいりましたグリーン水素シティ事 業と、このことに関しまして本当にこの間、議会の皆様、そしてまた市民の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしてきました。まずは、おわび申し上げますとともに、深く反省をしておる次第でございます。

この間、皆さん、議会からのご指摘もございました。それを受けて、私といたしましては監査に審査をお願いしたという中で、監査結果が2月末に出ました。この監査結果を受けて、さまざまな疑義、問題点があるというご指摘を受けました。今回、その疑義、問題点を受けて、いかに正常化、改善できるかということで、庁内にも正常化委員会というものを設けてまいりました。今回特にその内容について、皆様方にご説明、ご報告を申し上げて、一日でも早く本来のあるべき姿に戻れるような形をつくっていきたいというふうに思っております。

何分、きょう皆さん方にお示しする内容につきましては、この間、職員も鋭意それぞれの立場でつくってきた内容であります。当然、メルシーforSAYAMAに対しましてもいろいろと指摘を受けながら、今とれるべき最善策というものを答えとして出させていただいております。皆さん方のまた忌憚のないご意見をいただいて、これらの正常化に向けてしっかりと着実に進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### 丸山高廣委員長

それでは、委員会に入らせていただきますが、 古川市長におかれましては、メルシーforS AYAMA株式会社の代表取締役としても本委 員会に臨んでいただかなければ審議の進展は望 めないと判断しております。

そこで、各委員にお諮りいたします。

本委員会での審議において、古川市長におかれましては、市長の立場、メルシーforSA YAMA株式会社の代表取締役の立場の双方に ついて発言を求めたいと思いますが、これにご 異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、古川市長にもお 尋ねいたします。

市長の立場、メルシーforSAYAMA株式会社の代表取締役の立場、これら双方について発言を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

市長。

#### 古川照人市長

承知いたしました。

# 丸山高廣委員長

それでは、委員の皆さんにおかれましては、 古川市長に答弁等を求める場合におきましては、 どちらの立場で答弁等を求めるか明確にされる ようお願いいたします。

前回、3月に開催した委員会では、メルシー forSAYAMA株式会社の経営及び財務、 また、グリーン水素シティ事業に係る旅費の支 給や服務などの執行方法等の実態を解明するた め、市長みずからが監査請求を行った大阪狭山 市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリー ン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監 査結果の報告を受けました。

他方で、4月閉会議会におきましては、この 監査結果報告を受け、昨年9月定例月議会から 継続審査としていました平成28年度一般会計歳 入歳出決算を全会一致で不認定といたしました。

さらに、住民監査請求に係る監査結果が5月 末に決定され、これら監査結果の全てに共通することは、ずさんな事務手続や不明瞭な執行方 法等に対して、これまで市議会が再三にわたって指摘してきたとおりであると言わざるを得ません。

本年4月1日から施行された地方自治法の一 部改正により、決算不認定の場合においては、 当該不認定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、その内容を議会等に報告し、公表しなければならないこととなっております。

監査結果においては、指摘された事項ととも に、決算不認定を踏まえた措置を直ちに講じて いただくよう強く要望するものであります。

本日の委員会につきましては、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常 化委員会の報告についてでありますが、本日までに、私、委員長といたしまして、審査を継続するために幾つかの資料を市に対して提出を求めてきました。

その資料についてですが、まず、平成30年3 月16日には、大阪狭山市ため池等太陽光発電モ デル事業業務委託変更契約書の特例措置に関す る覚書、そして大阪狭山市ため池等太陽光発電 モデル事業業務委託変更契約書、そして免責的 債務引受並びに契約上の地位の譲渡に関する合 意書、そしてメルシーfor SAYAMA株式 会社第2期決算における販売費及び一般管理費 の内訳、そして固定資産台帳兼減価償却計算表 第2期、そして資金運用計画表第3期分、そし て預金通帳写し、そして大阪狭山市ため池等太 陽光発電モデル事業業務委託基本契約の特例措 置に関する覚書、そしてメルシーforSAY AMA株式会社定款の作成及び認証について、 そしてメルシーfor SAYAMA株式会社第 2期総勘定元帳、そして大阪狭山市魅力発信及 び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ 事業等に関する執行方法に係る監査結果の報告 への対応、そして平成27年12月28日の記者会見 業務に関する資料一式。

続いて、平成30年4月18日にも請求させていただいております。その資料につきましては、 大阪狭山市ため池等太陽光発電事業プロポーザルに関する資料といたしまして、実施要項、要求水準書、太陽光パネル配置図、本プロポーザ ルに対して参加企業より提出された資料一式、メルシーforSAYAMA株式会社のホームページにおけるプロポーザル参加の募集に関するページ、各選定委員が採点したため池等太陽光発電事業のプロポーザル評価シート、続いて2つ目なんですが、メルシーforSAYAMA株式会社がプロポーザルに先立って作成された資料、現地実地調査の内容に関する資料、それと実施要項を作成するための事前調査に関する資料、それと実施要項を作成するための事前調査に関する資料、そしてメンテナンスにおける最新技術や施設周辺の環境調査に関する資料、そして調査した業者や委託先業者が作成した資料となっております。

平成30年6月6日には、解約合意書、新電力供給システム(水素発電、再生可能エネルギー等)研究開発委託契約書、平成30年6月18日には、メルシーforSAYAMA株式会社の定款第2条、目的の変更に関する書類、それと賃貸借契約書、変更契約書、平成30年6月20日には、大阪狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事務の正常化委員会における是正案の報告、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査結果報告への対応の進捗状況と今後の方針、以上の資料について請求をさせていただいております。

これら提出された資料の内容については、グ リーン水素シティ事業対策室長から説明をお願 いしたいと思います。よろしくお願いします。 担当。

#### 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

前回、平成30年3月16日付で資料請求を受けたものにつきましては、前回3月の特別委員会のほうでご説明させていただいておりますので、本日ご説明させていただくのは、平成30年4月18日で依頼を受けさせていただきましたものからの説明とさせていただきたいと思います。

まず、こちらのほうから、大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会の提出資料という表紙A4のものがありますけれども、その右肩の上に、平成30年4月20日ということで書かせていただいております。そちらの資料からご説明させていただきたいと思います。まず、この資料につきましては、大阪狭山市ため池等太陽光発電事業プロポーザルに関する資料7種類を①から⑦ということで書かせていただいております。

①につきましては、プロポーザルの実施要項でございます。そちらの内容につきましては、事業の概要、事業の場所、契約方法、応募の条件、募集期間のスケジュール等、技術提案書の提出が必要である旨、技術提案に関する要件などを記載したものとなっておりまして、発注時に配付した資料となっております。

その後ろに要求水準書ということでつけさせていただいておりまして、この要求水準書につきましては、①の実施要項と同時に配布させていただいておりまして、本事業の目的達成に必要な項目を記載したもので、技術提案書の作成時に必要な資料となっております。

記載内容につきましては、技術提案に関する 基本条件、設計業務に関する基本条件、設備、 システム仕様、施工に関する基本条件等を記載 したものでございます。

続きまして、③につきましては太陽光パネルの配置図でございます。当時6カ所ということで、大鳥池、東池新池、濁り池、低区排水池、太満池浄水場、閉鎖緑地でのパネルの設置の予定場所、パネルの全枚数、発電容量、パワーコンディショナーの容量を示した図面でございます。

その後ろには、電気の設計図となっておりまして、こちらも6カ所の場所に対するパネルの配置図と同様に6カ所における配線図を記載し

たものでございます。

3枚ほどめくっていただきますとプロポーザルの参加表明書でございます。平成27年12月7日付で、発注者であるメルシーforSAYAMA株式会社宛てに提出されました株式会社開成プランニング及び1枚めくっていただきますと12月9日付で提出されました京セラコミュニケーションシステム株式会社のものでございます。

1枚めくっていただきますとその後ろに辞退届ということで、平成27年12月15日付で、京セラコミュニケーションシステム株式会社から出されたものでございます。

その次が、ため池等太陽光発電事業プロポーザルの評価シートでございます。選定委員5名がいらっしゃいますので、その分、5名の各自の評価したもののシートとなっております。

続きまして、平成30年5月8日付の提出資料ということで、同じくA4のもので表紙、同じように大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会の提出資料ということで、右肩に平成30年5月8日ということで書かせていただいております。

こちらにつきましては、大阪狭山市ため池等 太陽光発電事業のプロポーザルに関する資料と しまして、①につきましては、参加企業である 株式会社開成プランニングから提出された技術 提案書でございます。

ちょっとかなり枚数があるんですけれども、 後ろのほうに、一番最後のページですか、その ページなんですけれども、それは当時、ため池 等太陽光発電モデル事業の発注時に、メルシー for SAYAMA株式会社が掲載しておりま したホームページの参加募集のページでござい ます。その分をデータとして画面をつけており ます。

引き続きまして、平成30年6月11日付の同じ

く提出資料でございます。こちらにつきましては、解約合意書ということで記載させていただいておりまして、平成30年3月26日付でメルシーforSAYAMA株式会社と株式会社KSFが新電力供給システム(水素発電、再生可能エネルギー等)の研究開発委託契約の解約合意書でございます。こちらにつきましては、既にご承知のとおり、平成28年9月30日付で締結されておりました契約を同日、平成30年3月26日付で解約し、既にメルシーforSAYAMA株式会社が株式会社KSFに対して支払いました873万9,097円の返金をする旨の合意文書でございます。

こちらにつきましては、平成30年3月30日付で、メルシーの口座への返金をされていることを市で確認しておりますので、補足としてご説明させていただきたいと思います。

続きまして、平成30年6月20日付の提出資料 でございます。

2つありまして、1つが、平成30年4月12日 付でメルシーforSAYAMA株式会社に対 し、市が定款の内容変更について指導したこと に対する対応の結果でございます。

定款の第2条の目的の変更に関しましては、 平成30年5月9日付で、同社の臨時株主総会を 経て、定款の目的が当初20項目あったものをた め池等太陽光発電モデル事業に関する業務とそ れに附帯する、または関連する一切の業務とい うことで、変更されて承認を受けたものをつけ ております。その登記が平成30年5月18日付で 完了しましたので、その履歴事項全部証明書の 部分をつけさせていただきました。

1枚めくっていただきますと、賃貸借の契約書の変更契約書でございます。太満池の浄水場におきます太陽光発電事業の契約が、監査でも双方代理に当たるものということで指摘を受けておりましたので、平成30年6月15日付で、大

阪狭山市水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を大阪狭山市上下水道部長に代理させる手続を行い、変更契約を行ったものでございまして、これによりまして双方代理の状態を解消しているものでございます。

最後に、本日提出させていただいております 資料の中で、大阪狭山市グリーン水素シティ事 業等に関連する事務の正常化による是正案の報 告並び②の大阪狭山市魅力発信及び発展に関す る事業並びにグリーン水素シティ事業等に関す る執行方法に係る監査結果報告への対応の進捗 状況と今後の方針につきましては、後ほど大阪 狭山市グリーン水素シティ事業等に関連する事 務の正常化委員会の委員長であります副市長の ほうからご説明させていただきますので、説明 のほうは割愛させていただきたいと思います。

以上、雑駁な説明ではございますが、提出資料の説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

# 丸山高廣委員長

ただいまグリーン水素シティ事業対策室長からご説明がありましたが、6月20日の先ほど言われました資料については手元にないのですが、こちらについてはどうですか、提出いただけるんですか、今。ありましたか。

#### (発言する者あり)

いや、それじゃなくて、すみません、もう一度言います。正常化委員会に対する是正案の報告と、それと監査報告に対応する進捗状況と今後の方針というのがあると思うんですが、こちらの資料というのはどうなっていますか。

(「すみません、ちょっと確認してきます」の声あり)

暫時休憩いたします。

午前9時47分 休憩

午前9時59分 再開

## 丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

資料の内容に関する質疑等は後ほど行いたい と思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件であります大阪狭山市 グリーン水素シティ事業に関連する事務の正常 化委員会の報告について、副市長から報告をお 願いいたします。

#### 髙林正啓副市長

それでは、正常化委員会の委員長という立場 で、皆様方に報告をさせていただきたいと思い ます。

まず初めに、正常化委員会のことでございますけれども、本委員会は先般の2月26日付の監査結果報告におきまして、指摘のございました事項の対応について事務処理の内容を精査するため設置したもので、組織といたしましては、私を委員長としてグリーン水素シティ事業対策室長、政策推進部長、総務部長、都市整備部長、市民生活部長、上下水道部長の7名で構成し、去る5月9日から6月18日までの間におきまして5回開催させていただきました。

本委員会に与えられました使命は、監査結果 報告において指摘のございました事項及び付さ れた意見について検証し、適正な事務執行に向 けた是正案を作成の上、市長に報告することで ございます。

それでは、本委員会として市長に報告をさせていただきました今お手元に配付させていただいております是正案の報告と、その基礎資料となりました大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業等に関する執行方法に係る監査結果報告への対応の進捗状況と今後の方針、資料1の説明をさせていただきます。

なお、資料1につきましては、同様の様式で 先般4月18日に配付させていただいております 関係上、配付後の動きにつきまして説明を後ほ どさせていただきたいと思います。

それではまず、A4両面刷りの資料、是正案の報告につきましてご説明申し上げたいと思います。

事実関係と主な原因を踏まえた検証のまとめと、それがちょうど1ページが中心になります。本委員会で作成すべき是正案、これが裏面の2ページ目になります。それを柱といたしまして、それぞれをメルシーの経営、財務等に関すること、それから太陽光発電事業に関する各種手続と契約事務の適正性、それから大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業に関係する職員の旅費及び服務等に関すること、その他ということに分類をさせていただいて、総括的にまとめさせていただいたものでございます。

次に、是正案の報告の裏面、特に是正案につきましてごらんいただきながら、それを説明したいと思います。

2ページの裏面をごらんください。

(1) の①の市とメルシーの体制につきましては、市で事務要綱等を定め、メルシーを指導 監督することとしております。

次に、②のメルシーの第1期決算の修正につきましては、市として修正申告を行うよう確認の上、指導することと、それと、メルシーにおいて、厳しい経営状況が続くので今後のあり方について検討することとしております。

また、メルシーのこれまでの経理において、 損害があったかどうかの確認をメルシーにおい て、顧問弁護士等がいらっしゃいますので、そ ういったところを中心に行い、市が定める期限 までに報告することとしております。

次に、(2)の太陽光発電事業に関する各種 手続と契約事務の適正性に関しましては、メル シーに対しまして、濁り池における太陽光発電 事業が財産区財産の処分等に当たる行為として、適正な手続を指導監督することとしております。

また、太陽光発電設備の所有者であり、設備の維持管理も行っている共立電機製作所、またはグッドセンターに対しまして、発電事業の期間満了まで売電益の確保を確約させるような協定書などを締結した上で、市の持つ固定価格買取制度、いわゆるFITの認定を譲渡することとしておりますが、この件に関しましては、現在、監査結果に対する法的な見地による対応を図るため、委託いたしました弁護士と協議中であることをお含みいただきたいと思います。

さらに、メルシーに対しまして、これらのことに即した契約形態に整えるよう指導監督することとしております。

また、濁り池における太陽光発電事業は、監 査結果に基づき市の指導監督を受け、メルシー が適正な契約を締結することとしております。

次に、(3)の大阪狭山市魅力発信及び発展に関する事業並びにグリーン水素シティ事業に関係する職員の旅費及び服務等に関することにつきましては、平成29年5月22日付で、全庁的に出張に係る復命書の徹底について周知していること、それから、平成30年4月5日付で、公務と判断される旅費については、必要書類を添付し申請するよう周知していることとしております。

また、関係職員のさまざまな非違行為につきましては、処分を行うこととしております。

最後に、(4)のその他でございますが、今後、市で寄贈を受ける場合は、LED照明のことなんですけれども、こういったものを市で寄贈を受ける場合は、庁内関係部署間で十分協議を行い意思決定するということとしております。

次に、A3判の資料1のほうに移りたいと思います。ごらんください。

この資料1に関しましては、先般の先ほど申

し上げました4月18日に配付のものとほぼ同様なんですけれども、変えたところは、最後のタイトルのところを見ていただきますと、4月18日の段階では監査結果報告への対応と進捗状況でとどめておりましたけれども、本日の表題は、監査結果報告への対応と進捗状況と今後の方針とさせていただいております。

今後の方針を加えましたのは、今回の是正案 につながっていることを目途として変えたもの でございます。お含みをいただきたいと思いま す。

また、4月18日に配付の内容と異なっておりますということを今ご説明申し上げましたけれども、当然、4月18日配付以降に動きもございましたので、動きのあったところにつきましては、右の進捗状況と今後の方針のところで、アンダーラインとかついていると思うんですが、そのアンダーラインの部分が要は配付後に動きがあったということをお示ししているものでございます。

7ページをごらんください。4枚目になります。

7ページのメルシーforSAYAMA株式会社と本市の契約において双方代理の関係は問題ないかという指摘事項でございますが、このところだけが網かけとなっております。進捗状況と今後の方針、この網かけの部分は、先ほど三井室長が申し上げましたように、要は双方代理の状態を解消しましたよということを経緯も含めて記載しているところでございます。一応、双方代理の問題が解消できたことをお示ししているという意味で、網かけをさせていただきました。

一応4月18日の段階では、この様式をベース に説明をさせていただいていまして、アンダー ラインのものをそれぞれ逐一細かく説明はちょ っと割愛をさせていただきますけれども、以上 で、是正案の報告と、それから、その基礎資料 となりました資料1の説明にかえさせていただ きます。

まことに簡単で恐縮ではございますけれども、 以上、正常化委員会からの報告にかえさせてい ただきます。委員長、よろしくお願いいたしま す。

#### 丸山高廣委員長

ただいま副市長から報告があったんですが、 皆さん、きょう、この資料を今いただいたばか りで、ちょっと今の説明では少しわかりにくい かなと思うんですが、双方代理については、先 ほどの賃貸借契約の変更のやつで確認はできた んですけれども、もう少し説明できないですか、 副市長、これ。

これ今見ながらやるとなると、今すぐには答えられないと思うんですけれども。

担当。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

もう一度、重複する説明になるかもわかりませんけれども、改めてまた、その資料A4の部分で説明させていただきたいと思います。

今回、主に検証のまとめというところの表題を見ていただきたいんですけれども、まず、大きく問題となっていた点につきましては、メルシーforSAYAMA株式会社の経営財務に関することということでございます。こちらにつきましては、平成27年11月の設立の段階から平成29年3月31日までの間におきまして、市長の命を受けて市職員が勤務時間外に原則としてメルシーの業務に携わっていたと、4月1日以降は、メルシーにおいて社員が雇用しておりますので、経理規定を今作成して、もうでき上がっておりますけれども、それに基づいて事務手続を行っているという状況でございます。

メルシーの第1期の決算の修正につきまして は、そちらにも書いておりますけれども1,836 万円を含む部分ですけれども、その手続を怠っていたということと、その部分について議会のほうに虚偽の報告ということになっております。

2番のため池太陽光の部分につきましては、 契約にまつわるものでございまして、2月の監 査の結果をもう既に皆さん、ごらんいただいて いると思いますけれども、メルシーが中心にな った契約の部分に問題があるということが主で したので、そちらにつきまして、今回の住民監 査請求の部分もありますけれども、不法占有状 態というところの問題点があると。

あと、3番目のところにつきましては、職員の旅費及び服務に関することということなので、これまで前任者の者ですけれども、立てかえ払いをしたことに問題があるとかというところについては、そちらの1ページの下のほうに書いてあるとおりでございまして、そちらについて不備、怠慢があったという状況でございます。

そちらを検証した結果、是正案としまして、 2ページ目に続いていくんですが、まず、メル シーの経営財務に関することにつきましては、 ちょっとこれまでもご指摘いただいております ように、事務要綱、まず市の中で、経理に関す る、メルシーに対する事務要綱、いろんな事務 手続をきちっと指導監督できるようなルールづ くりをしようというところを考えております。 それにつきまして、それを作成した後で、市と メルシーとの間できちっとそれにのっとって事 務手続を管理できるような形の間柄というか、 それをつくっていこうというところで考えてお ります。ただ、メルシーの今後の財務状況も分 析した結果、厳しい経営状況も続くということ なので、メルシーのあり方についても同時に検 討していくというところでございます。

メルシーが行うことということで、分けて書いておりまして、逆に、市で先ほど説明しましたようなことでやっていくんですけれども、メ

ルシーも同じように、自社で今回、過去に損害があったかどうかというのは、自分ところの顧問弁護士が雇用されておりますので、そこで今確認するようにということで指示をしております。それにつきましては、市が定める期限までにということなんで、今ちょっと考えておりますのは来月末かなと思っているんですけれども、ちょっと項目がたくさんありまして、それを今、社員の方が顧問弁護士のほうに調整、投げる準備をしている状況でございますということで、昨日、伺っております。

あと、太陽光の各種の手続につきましては、 市としましては、まず、財産区の処分に当たる 行為として、適正な指導をメルシーに指導する と。それでもって、まず財産区財産の所管の部 署からまずメルシーに対して指導をすると、あ とはそれでもって、そういうことでこちらのグ リーン水素シティ事業の対策室のほうからまた メルシーのほうに、適正にしなさいという指導 をしていく準備をしております。

その後で、FITの権限もそうなんですけれども、譲渡ということで今回監査のほうで言われたと思うんですけれども、そのまま譲渡する状態ではちょっとあれなので、今、弁護士委任という形で委託をしている中で、弁護士と相談した中で、市とメルシーとグッドセンター、共立になるのかもわかりませんけれども、その中でそういう取り決めがきちっと20年間遂行できるような形で、協定書もしくは覚書になるか、そのあたりも法的な見解を踏まえた上で調えているというか、進めていこうとしているような状況でございます。

そちらの結果については、ちょっとまだ今の 現時点ではお示しできていないので、今後また 出た段階で議会のほうにもご報告させていただ きたいなというふうに思っております。

あと、ため池太陽光に係る部分で、メルシー

が行うことにつきましては、監査結果に基づいて、市からそういう指導監督を行いますので、 それに基づく指導、適正な契約に調えていくというところでございます。

あと、3番目の職員の旅費及び服務に関することにつきましては、既にもう全庁的に取り組んでいる出張に係る復命とかにつきましては、全庁的に周知されておりまして既に実行しております。これまでの部分につきましては、その非違行為につきましては処分を行うというところで書かせていただいております。

あと、寄贈を受けるものにつきましては、今回、いろんな関係部署等に十分協議を行わなかったので、今後はそういうものにつきましては、今回、監査のほうでは、業者がいろんなところで、業者選定の関係でいろいろ影響してくるんであれば問題があると、ただ問題がそういうのに影響しなければ問題がないというところですので、今後そういう情報も受ける場合には、関係部署間だけではなくて全庁的にいろいろ協議を行って、何もないかというところを確認した上で意思決定していくというところで取りまとめさせていただいております。

以上です。

# 丸山高廣委員長

副市長、どうですか。

副市長。

#### 髙林正啓副市長

今、正常化委員会の事務局のほうから補足を してもらいましたけれども、それ以上、もしか 説明が必要ならばまた対応させていただきます。

# 丸山高廣委員長

ちょっと指摘だけさせていただきます。

副市長は、正常化委員会の委員長です。委員 長から副市長として説明していただくというこ とで、今聞いていたら全く説明になっていなか ったんです。担当のほうから説明していただく という、この無駄なやりとり、その辺ちょっと 本当に正常化する気あるのかなと思うので、し っかりしてくださいね。これは指摘させていた だきます。

ただいま報告がありましたが、何かございま すか。質疑のほうに移っていきたいと思います。 よろしくお願いします。

松尾委員。

## 松尾 巧委員

先ほどの担当のほうが発言された中で、いわゆる開発費、KSFの873万円は、これは口座に返金されているというふうに報告されたんですね。これは不自然だという中身で、成果があろうとなかろうとお金を払うというような中身だったから、当然そういう内容についてはただす必要があるというふうに思って、それは返金されたということなんですが、その返金されたやつは、今度どういうふうに使うと、もうそのままお金が返ってきたからそのまま口座に残っているというだけなのか、その使途というのは考えておられますか。

# 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

今、松尾委員、ご質問のとおり、今もう現金としてメルシーforSAYAMA株式会社の口座のほうには振り込まれております。ただ、今後この使途につきましては、まだ明確な方針というのは打ち出しておりません。これから市とも協議をしながら考えていきたいというふうに思っています。

# 丸山高廣委員長

松尾委員。

#### 松尾 巧委員

例えば、もう一つの質問とも関係しますけれ ども、いわゆる1,839万円の前受金については、 これは返済する、借入金ではないと、清算をし ていくというふうに市長はこの間の質問でも言われていたんですけれども、例えばそういうところに活用するとかいうようなことはできるのかどうか。

返ってきたんだったら、そのお金で早くそれ を清算するというふうに使えば、借金ではない けれども前受金としての額を、清算する額は減 っていくわけですよね、そういうような考えは ないでしょうか。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

相手方さんがいることですけれども、当然そのような選択もあり得るというふうには、今は 思っております。

#### 丸山高廣委員長

小原委員。

#### 小原一浩委員

前受金のことなんですけれども、普通、前受金ということの説明がずっとあったもので、私は権利金みたいなものでそこを設置してずっとやっていくという、19年間か何か分を先にもらっておくと、それでメルシーforSAYAMA自身は、会計処理としては19年分の1年分を毎年繰り入れていくと、そういうことで考えておったんですが、せんだってのあれでは、何かやっぱり借入金というか清算していくお金だなと。僕は、先にお金をもらっておって、こんな長い期間の前受金というのがあるかどうか、前受金というのは短期じゃないかという人もおるんですが、少なくとも権利金みたいな感じで僕は受け取っておったんです。

それでもって、とにかくずっと19年間そういうことをしようとしてやれると、保障してもらうような感じでお金を先に渡しておくと、受けたほうは毎年それをためておったというか、それを繰り入れていって、手数料か何かとして毎

年繰り入れていくような処理だろうなと思っておったんですが、何かこの間の37万5,000円ですか、メルシーforSAYAMAのお金と2年間の50万円をもらうについてのあのときには、それは何か借入金みたいな形になって1%ずつ利息をつけて返していくというふうなことになっていたと思うんです。

私、一番その辺が気になって、メルシーforSAYAMA自身というのは、一番当初のあれではこれだけ渡しますよということでやられておったのが、だんだんおかしくなっているのと違うかなという気がしてしようがないです。それはメルシーforSAYAMAのこれからいろんなことでやるかどうかについての重要な存続にかかってくるなという気がするんですけれども、それはどうなんですか。

前受金というのは借金とか、借入金ではない という認識ですという返事もいただいているの に、いつの間にか、何かそんなことになってい るような気がするんですが。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

今議会でもご質問ございまして答えておりますように、メルシーとしては、あくまで借り入れという認識ではございませんでして、前受けして清算で求めていくという形をとっております。

今後、事業実施者経費というのも当然そこに かかわってくる中で、もしそこの金額が上がる と、当然考え方も変わってくる部分も多少出て きますので、影響してくる部分もありますので、 今後のあり方によって、当然、決算の出し方と いうのも多少は変わってくるというように思っ ています。

#### 丸山高廣委員長

小原委員。

## 小原一浩委員

清算はするけれども、とにかく前受金という ことやけれども、金額が決定されているという ことは、私はメルシーforSAYAMAとし ては権利じゃないかなと思っているんです。

3年目の予算書に、収入として前受金を取り 崩したのが九十何万円か入っていたような気が するんですけれども、経理的にはそういう処理 でやっていくとしたら借り入れではないという ことだと思うんですが、それを清算することに よって増えることはあるけれども、減ることが あったらそれは返していかないかんというよう なことになっているのは、ちょっと私としては 理解しかねるんですけれども。前受金というの は、基本的に収益、いわゆる会計上はこっち側、 負債のほうに入っているかもわからんけれども、 これは負債ではないんじゃないかと思うんです。

これはっきりしないとメルシーforSAY AMA自身の今まで1,800万円、そのうちのかなりのものが使われているという感じもあるんで、これはもっともっと説明していただかないといけないと思うんですけれども、800万円返ってきたということで、そんなんでまだまだ返ってくるのかもわかりませんけれども、少なくとも1,800万円何がしかの分は一遍に使ってしまうものじゃなしに、毎年権利みたいな感じで売り上げに繰り入れていくべきものだろうなと私は解釈しているんですけれども、そういう解釈ではいかんのですか。

(「関連で」の声あり)

#### 丸山高廣委員長

関連ですか、ちょっと待ってください。 社長、どうですか、今の小原委員の。 社長。

## 古川照人市長

だめなんですかと聞かれても、一応メルシー としても、会計士に相談して、この会計処理を しておりますので、当然それを受けての処理ということでございます。

# 丸山高廣委員長

小原委員。

## 小原一浩委員

私、間違っていたらごめんなさいと言いたいんですが、3年目の予算案のところに、一番下の欄に繰り入れとして90何万円が出ていたように思うんですけれども、今ちょっと手元にないんですが、これは会計士としてはそういう形で処理をしたんじゃないかなという気はしとったんですけれども、そういう詳しい人があったら、別に社長じゃなくてもいいですから説明していただきたいんです。私の勘違いかもわかりません。たしか3年目の事業の計画です、それの一覧表の中ですけれども。

#### 丸山高廣委員長

それは、54万円増資した分、増資というか… …。

# 小原一浩委員

いや、それとは違う。

# 丸山高廣委員長

じゃないんですか。わかりました。

(「増資」の声あり)

いえいえ、違います。それはおいといてくだ さい。

担当。

#### 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません、確認はちょっと必要なんですけれども、前受金の1,836万円を20年で割りますと91万8,000円なんです。今回3期から54万円増えておりまして、37万8,000円と54万円足すと91万8,000円で同額の数字なんです。ちょっとその辺が、今、小原委員がおっしゃっている部分のご指摘の部分と、どういう計上の仕方に疑問を持たれているのかが今の予算書ではわからないんですけれども、そちらには繰入金とし

て太陽光発電事業の運営経費として、前受金1年分として91万8,000円というのは確かに計上しております。これは1,836万円の部分ということ。

(「でしょう」の声あり)

はい、それとは別で。

(「別で37万5,000円とか50万円とかいうのは別でしょう」の声あり)

それとは別に太陽光発電の売電収入として、 54万円ふやした分の2,235万6,000円というのは 上に上がってはおるんですけれども、ご指摘さ れている分は、その欄外のところでしょうか。

> (「一番最後に書いてあったように思 うんですけれども、その収入の一番 最後のところ」の声あり)

#### 丸山高廣委員長

すみません、発言するときは挙手でお願いし ます。

担当。

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません、後ほど確認させていただいていいでしょうか。

#### 丸山高廣委員長

すみません、小原委員、後ほどでよろしいで すか。今わからないみたいなんで。

小原委員。

# 小原一浩委員

後ほどでええですけれども、私はそういうことかなと思ったんです。だから、37万5,000円とか50万円とは別にそれが計上されていたように思ったんですけれども、後ほどで結構です。 私のはっきりとさせたいのはそういう点です。

#### 丸山高廣委員長

関連で先ほど言われていた、いいんですか、 関連。

北村委員。

# 北村栄司委員

なかなか難しくてというか、理解が自分でできないので、この間の業務委託変更契約書の中での特例措置に関する覚書の中での前受金の関係で、清算するということで、ここで示されたお金については内容から見れば返済ということが明記されている。

ところが、市長は、前回のときにも返済ではないという。今も返済ではないというふうにお答えになっているんですけれども、清算はするけれども返済ではないという意味がちょっとわからないんです。そこちょっと、清算するということは、この内容から見てもちゃんと1%いずれかの低い利率でもって返済するとなっているんですけれども、あくまでも返済する必要はないという見解でいいんですか、僕、ようわからんのですよ。

#### 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

もともといただくお金というのは、売電収益をもとにメルシーはいただいております。これを本来であれば、毎年いただくというのが本来の流れだったんですけれども、今回、前受金という形でいただいています。ただ、いただく条件の中で、そのまま丸々の金額をいただいていたら問題なかったんですけれども、当然、事前に前受けをしていますから、今後支払われる分からその分は差し引きますよという話になって、差し引くときに、前にいただいた分のいわゆるプライオリティー的なものとして、一部清算という形の中で、そこに書かれているような、返済のような形で持っていきましょうという形になっているということです。

だから、あくまでもメルシーとしては、前受金という認識のもとで決算を打っているということであります。

# 丸山高廣委員長

北村委員。

## 北村栄司委員

メルシーとしては返済というふうな認識ではないと、だけれども返済のような契約内容だということなんですけれども、法的にというか、すっきり何か普通、今の説明を聞いて私自身はなかなか専門的な知識ないのでちょっと理解しがたいんです。

それで、一応これは市の担当者にお尋ねしたいんですけれども、こういう契約というのは、 今、市長が説明された内容というのは、どう理解したらいいんですか。あの説明で理解できるんですか、市の担当者としても。

#### 丸山高廣委員長

担当。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

ちょっと私ども、まだ知識が十分じゃございませんでして、メルシーのほうからは借入金ではないということなんですけれども、こちらもいろいろ調べてはおるんですけれども、いろんな見解があるようなところもあります。そもそもそこについてはまだ検証中でございまして、回答のほうはちょっとお時間をいただけたらなと思っております。

## 丸山高廣委員長

北村委員。

## 北村栄司委員

担当のほうがそういうふうにはっきり示されないということですから、なおかつ、私自身は判断できませんので、早く明快な答えを出していただきたいということは、一応お願いしておきたいと思います。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

そもそも、そしたらなぜ増額することになっ たのか説明していただいていいですか。もとも との金額が増額になった経緯について、もう一 度説明してもらってよろしいですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

当初の金額から増額した大きな理由は、メルシーforSAYAMAとして、その当時の経営状態を維持していくというのに、もともとの金額では維持できないという中で、さらに増額をしていただいたということであります。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

その当時、増額してもらった経営状況と今の 経営状況では変化があったと思うんですけれど も、それはこの当時、増額してもらわなきゃい けない状況になった経営状況は、なぜ増額して もらわなあかんかった状況、まずそれを説明し てもらって、どの部分が不足になってしまった んですか。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

一番大きな理由としては、人件費ということになります。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

当時、人件費が2名分になって上がっていたと思うんですけれども、これはこの4月から1人おやめになられて、その分の費用はかからなくなりましたよね。経営改善されていますよね。その金額はここには2人分で不足が生じたので増額してもらったわけでしょう。今、1人になっているんですけれども、増額し続けてもらう必要があるのですか。

# 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

1人減ったという状態ではありますけれども、ほかの状態をそのまま今続けておりますので、 今減ったといえども、増額しないもとの金額でいくというのは厳しい状態であるというのは間 違いありません。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

月々50万円強増額してもらったんですけれども、今、月々の費用はこの54万円増額してもらったときよりかは、月々の今の経費は単純に幾ら減額できているんですか。どれだけ整理できているんですか。

# 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

人件費ということの中で、給与の科目で見た場合に、もともと2年目、平成29年度においては324万円近くの人件費が1年間でかかっておりましたが、それが今、平成30年度、今年度では一応予定としては180万円近くということになるということになります。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

具体的な効果額は幾らなんですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

実質といいますか、約ですけれども140万円 近くということになります。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

140万円、月々十数万円にしかならなかった

ですか。もうちょっとあったと思うんだけれど も。

加えて、今のは給与のベースだけで計算されていると思うんですが、もう少し金額が膨らんでいると思います。それもちょっと確認していただきたいのと、あわせて旅費という形で通勤手当も支払われていたはずなので、その部分も減額されるかなと思うんですが、効果額について具体的な数字をもう一度、月額で構いませんので、月額で幾ら減額できているのか、その効果額について、社長、お示しください。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

ちょっとすみません、先ほどの金額ですけれども、1年分という言い方をしましたけれども、一応、会計年度が4月からではなしに、うちは11月からのスタートになっていますので、実質この平成30年度の中には、11、12、1、2、3の5カ月分の2人分の人件費が含まれているということになります。

それと、そのほかの人件費ということですけれども、それは会計士とか弁護士とかということですか、ではなしに。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

職員が1人減ったんだから、職員の給与が 月々幾ら減っているはずで、それにあわせて旅 費というか通勤手当も減っている、それから社 会保険も減っているので、お一人がやめたこと で月々どれだけの効果額が生じているのか、お 答えいただけたら、単純に今回一人おやめにな られたという経営改善がされた効果額が出ると 思うので、経営改善されているというふうに認 識しているので、その経営改善されている具体 的な数字を今示していただけるとありがたいな と思って今聞いているので、1人当たり幾ら、 月々幾らの効果額が出ているのかを足し算して お答えいただけたらありがたいです。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

ちょっと月々という額ではありませんが、あくまでも平成29年度と平成30年度にかけてどのように変わっているかということでお答えさせていただきますと、例えば社会保険料という部分が約73万円だったものが31万円に変わっています。それと、厚生年金の部分で29万円だったものが19万円に変わっています。それと、雇用保険が約1万円だったものがゼロという形になっています。大きなものとして、主なものとしてそのようなもので、あと交通費については、ちょっと今の時点では不明でございますので、また調べてお答えさせていただきたいと思います。主なものとしてはそういう形になっております。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

月々の効果額を示していただかないと、月々増額した金額との差異が、僕はお示しできないので、そこの数字がいただきたいんです。どれだけの効果が出ているかがすごく必要なことなので、月々の効果額についてお答えください。ざっくりしてしまうと、年度またいでしまってややこしくなってしまいますので、月々4月から幾ら効果額が生じたのか、その効果額についてきちんと、社長さんなんですから、自分の会社の経理についてお答えいただかないと困りますので、お答えください。

# 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

ちょっと手元に、今そのようにすぐ答えられ る資料がございませんので、少しお時間を頂戴 したいと思います。

## 丸山高廣委員長

いいですか。関連ですよね。 小原委員。

# 小原一浩委員

当初、メルシーfor SAYAMAの構想は 物すごく大きくて、いろいろやろうとしていた からではありますけれども、37万5,000円を12 掛けたら450万円ぐらいです。これ現状ですけ れども、結局、メルシーforSAYAMA、 現状ですよ、メルシーfor SAYAMAがあ って運営していくにはどうかといったら、僕は 37万5,000円でも多いという気がするんです。 何で2人要るんかというのも当初思っておった し、今も思っておるんですが、結局窓口として、 太陽光発電に絞ったからではありますけれども、 それを維持していくとかなんかいうこと、当初 はいろいろなことをやろうとしてのことだから 37万5,000円、それに50万円付加するのは何で やなと思いましたが、今のところは1人でその ためにそういう社会保険とか何かよりも安くな ていますけれども、じゃ、現時点においてメル シーforSAYAMAの仕事というか、業務 は何かといったら、少なくとも電話1本置いて、 何か苦情が来たら市長につなぐとか、いろいろ とそういうことだろうと思うんです。

その中に、3年目かなんかの予算ですけれども、たったそういう業務のためだけであり、過去にいろいろあったからかもわかりませんが、税理士に年間の税理士費用が普通と比べて1,000万円そこらぐらいのメルシーforSAYAMA自身の事業としては450万円ぐらい入ってくるというようなその会社が、税理士費用が何十万円かかる、それと弁護士費用が60万円もかかるというのがおかしいんです。

現状から見ても、あれはもちろん変えないかんと思うんですが、そこにまた2人やって、どんどん人件費がかかるし、いろいろかかるからといって50万円を2年間増額してもらって、そんなことをやっているうちに、何か前受金として、私は権利金の類いだろうと思っておるんですけれども、そんなんが何か1%の金利払って、場合によっては返していかないかんというようなことになっているというのがおかしいんです。

現状を見たら、これは定款で一つの太陽光発 電だけにするということになっているわけです から、例えば1人、必ずしも常勤じゃなしに1 人雇って、電話置いて取り次ぎをするとかなん かだけでいけるとしたら、ぐんと費用なんかは 安くできるはずです。

今までいろいろ前払い金というか、前受金を使ってきたようなやつをいろいろ工夫して、安くして37万5,000円の中からでもそういうようなものを清算するようなことにすべきだろうなと思うんです。

我々、株式会社、普通の民間でおりましたからわかりますけれども、民間会社としてどういうふうに経営するかということであれば、もっともっとリーダーシップを発揮してやっていただかないといけないなと思っています。

ついでに言いますけれども、この定款、今見まして、これは定款としてはそこそこになっていますけれども、実態から見たら全然合うてないような定款……。

# 丸山高廣委員長

関連の分をお願いします。

# 小原一浩委員

関連だから、定款のことは後で言いましょう。

#### 丸山高廣委員長

意見でいいんですか。質問じゃなくて。

#### 小原一浩委員

関連してですが、お金は何ぼか、自分では何

で2名が要ったかといったら、前ふやしていこうとしたから、そういうことだったのを今減らしたんでしょうが、個々に月何ぼ要ったかなんかでも、普通に考えたらメルシーforSAYAMAの業務から見たら、そんな37万5,000円でも十分過ぎるという気はしています。意見だけれども、実際そういうことを考えられませんか。

#### 丸山高廣委員長

質問ですか。意見から質問に変わりましたけれども。

社長。

## 古川照人市長

37万円何がしかが多いか少ないかというのは、 その当時の判断の中で決まった金額であります し、それは前から申し上げていますように、前 年度の売電実績をもとに両者で話し合って決め ていくという金額でありますので。ただ、最低 額ということでの話し合いはついておりますが、 それは実績によって当然増えていく、増減する という可能性あるということです。

ただ、小原委員もお話しいただいたように、その当時は、あくまでもグリーン水素シティ構想というのが当然前提としてあった中で、その中でのメルシーとしての役割を担っていくという中で動いておりましたので、2人体制の中で、当然事業展開を考えていたということでありますが、今回もうこのグリーン水素シティ構想については取り下げております。当然、メルシーとしての役割も定款を変更したように、目的も変えております。ですので、先ほどおっしゃられたように、収入に見合ったような形で、このメルシーforSAYAMAを今後どのように維持していくかということを検討していきたいというふうに思っています。

#### 丸山高廣委員長

小原委員。

## 小原一浩委員

そもそも37万5,000円というのは、売電の何%というのか、そういう決め方なんですか、 それ質問一つ。

もう一つは、この計画でいっているけれども、 もちろん会社の中では訂正されていると思うん ですが、50万円をふやすということは、2年間 ふやすということを決めた時点は、とてもやな いけれどもほかの事業をやれるような状況じゃ なかったようなときに、それを決めておられる ような気がしてしようがないんですが、もう時 期的にあれは決めて、正式に文書化されたのは 去年の11月何日かでしたよね、50万円が。

しかし、そのときの状況でも、これ事業をふ やしていくとか、水素発電をどんどん推進する というようなことではなかったような気がする んですけれども、その前からの話。

まず、37万5,000円というのは売電の何%な んですか。

# 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

特にパーセントで決めているわけではなしに、 当然、向こうのグッドセンターさんの義務的経 費といいますか、当然必要な費用がありますの で、それらを差し引いた中で、それをメルシー としてそれぞれの地域、もしくはそういう関係 団体に交付金として渡す分も考えた中での金額 設定になっています。

# 丸山高廣委員長

小原委員。

## 小原一浩委員

くどいようですけれども、例えば権利として あそこへお仕事をしてもらうというか、設置し てもらって売電を稼いでもらうということの場 合、僕は当初から手数料とか何かであれば大体 10%か15%とか5%でもいいですけれども、そ ういうことを決めてやるんだろうと思うんですが、何を言いたいかといいますと、余りにも相手さんの言いなりと違うかと。多いか少ないかは別として、こちらから何かそういう確たるものを持っての交渉だったんかなという気がしますけれども。

だから、何か数字的な根拠あるはずでしょう。こっち側で、そういう事務所構えてやってもらうについてはそれだけ要るとか、だから、向こうのほうでいろいろ窓口もできないから、こっち側の窓口の一つとして、売電の収入の全体の中から一部管理的な費用としてこれだけ渡しますということだろうと思うんですが、それが余りにも37万5,000円がどこから出てきた数字かわからんので疑問を持っておったんですけれども、これはそういうパーセントか何かではなしに、向こうが37万5,000円を渡しますということで、ああ、そうですかと言ったんでしょうか。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

当然、話し合いのもとに決まった金額でありますので、先ほど申し上げましたように、全体の売電益、当然シミュレーションしておりますので、その中で決まった額だということであります。

# 丸山高廣委員長

松尾委員。

## 松尾 巧委員

先ほど前受金の話でお聞きして、清算するか、 返済するかとかいう問題はよくわからないんだ けれども、そもそもその前受金をもらうという ことになったのは、どういう理由で、どういう ことで必要性があったから前受金をもらうとい うふうに要請したわけでしょう。その必要性と いうのは何があったのか、そのことをちょっと はっきりすれば、もうちょっとすっきりするん ですけれども。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

そもそもメルシーを立ち上げた当時、メルシーとしての資金というのはございませんでした。そういう中で、メルシーとしても今後新たな事業を展開していこうというふうに考えておりましたので、そのための資金が必要だと、当然、市としてはもう100%出資をしていただいておりますが、関連企業と一緒に共同で何か開発することで、その権利を得るだとか、新たな商品を開発するだとかで事業を展開していこうというふうに考えておりましたので、そういう中で前受けをしたと、そのために前受けをしてお金を用意したということです。

#### 丸山高廣委員長

松尾委員。

## 松尾 巧委員

実際に前受金の契約をしているのは共立電機、 グッドセンター、そういうところと契約をして、 前受金をもらおうということになっていますよ ね。それは太陽光事業をやっているから、だか ら、その太陽光の売電益、これによって前受金 を借りるということになっているんですね。

だけど、実際はそうじゃないところに使うということなんですか。全然太陽光とは関係ない、いわゆるグリーン水素シティとしていろんな事業を考えるからということで前受金を借りたということなんですか。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

特にこの事業のためにというものではなしに、 今後、グリーン水素シティ構想という大きな考 え方もありましたし、あくまでメルシーとして、 グリーン構想以外でも何か共同で民間と研究開 発しながら事業展開できないかということも考えておりましたので、その時点で具体にこういうところに投資しようと、資金を使おうという話で決まっていたわけではありません。

# 丸山高廣委員長

市長、これ、業務委託基本契約書の特例措置 に関する覚書でうたわれているんです。それを 松尾委員が言われていると思うんです。

そこには、初期経費しか書いてないんです。 そのことについて松尾委員が言われていて、社 長のご答弁ですと、ちょっと違う使い方になっ ているんじゃないですかということなんです。 そのことについてお聞きになられているんで、 そこはいかがですか。

社長。

#### 古川照人市長

初期経費という目的で前受けをしたかということでありますけれども、契約書の中にはそのような書き方があるかもわかりませんが、あくまでもメルシーforSAYAMAを今後、会社として軌道に乗せていくために必要だった事業ということで、そのお金を使わせていただいたということになります。

#### 丸山高廣委員長

松尾委員。

#### 松尾 巧委員

私の記憶ですと、監査報告書、結果報告書とか、それを読みますとお金が入ってきてすぐ支払われたのが、例えば記者会見をやった費用に払ったと、あるいは先ほど返ってきたというけれども、開発費として払ったという使用になっているんです、使途に。これは初期経費の問題ではないと。ここでいえば初期経費として、メルシーとして初期経費でどういう事業をやろうかということを考えて、あるいはその開発費なんかも、もちろんどういう事業をやっていこうかという研究を行うというのはこれは当然入る

かもしれないけれども、実際に使われているのは、記者会見だとか、あるいは開発費で成果がどうなろうとも支払わないかんというようなところに、入金された後、すぐそういうところに支払われているという監査報告になっているんです。

だから、全然違うところに前受金、目的なかっただけじゃなくて、今まで使った費用に充てていっていると、もう丼勘定もええところで、目的もなく前受金を借りて、そういうところに使っていったという中身になっているんじゃないですかと。それは普通企業としてやるべきことですか、会社として。企業経営としては、そんなことやらへんでしょう、普通。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

メルシーとしてやってきたことが、今回、監査結果としてはそのようなご指摘をいただきましたので、当然、真摯にそれを受けとめて、当然反省すべきところは反省して、今後そのようなことのないようにしていきたいというふうに思っています。

それと、先ほど井上委員からのご質問の中で、 お答えできていなかった質問で、メルシー社員 1減になることでどのような効果額が出ている のかということでありますけれども、現在、試 算をしてみますと約33万4,000円の効果額が出 るというふうに見込んでいます。

# 丸山高廣委員長

松尾委員。

# 松尾 巧委員

できれば、前受金としてもらった資金の使途、 どういうところに使ったかというような、そう いう一覧表なんかがわかれば資料として出して ほしいなというふうに思います。

# 丸山高廣委員長

関連ですか。端的にお願いします。 小原委員。

# 小原一浩委員

前受金というのは借金じゃないと、借り入れたんじゃなしに、だからこれだけのものをシミュレーションして、現在のシミュレーションがこれだけの中で、とにかくずっと19年間やらせていただくというか、そういう形で預金を1,850万円渡すと、毎月の分について37万5,000円を渡すということで出発したと思われます。

ですから、先ほどのように初期費用としているいろの関係を使うのは、前受金としていただいたという認識で進めているはずなんです。今は何か知らんけれども、生産性ないかというような感じになっていますけれども、私はそうじゃないなと思います。

ですから、その辺、権利金とは言いませんけれども、この長い20年間の間、かちっとやるについての先に渡したお金だろうと、それが前受金だと思っていますので、それを借入金とか清算のために先にもらったということじゃないということだけは本当にはっきりさせていただくべきやなと思っています。

#### 丸山高廣委員長

すみません、休憩しようと思うんで、それでは、ただいまから15分間休憩いたします。11時15分から再開いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 再開

#### 丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。 井上委員。

## 井上健太郎委員

今、月額の効果額、社長からお答えいただきました。約33万4,000円程度の減になるかなというお話でした。

以前いただいた第2期の総合勘定元帳を参考にして、僕なりに算出したんですけれども、一番近いところの平成28年度の普通預金、19ページ、20ページあたりが一番直近のものになってくるんですけれども、ここのページのところで10月25日付、ここに社会保険料9月分で14万8,580円とそれから労働保険料2期分ということで2万3,000円が上がっていたりとかしていまして、その後ろ10月30日のところに諸口というところで2項目ありまして21万352円と15万4,023円、それぞれに係る振り込み手数料が216円、432円というふうに上がっているんです。

これが単純に言うと人に係っている経費の見えるところかなと思って僕は見ていましたので、それを足し算すると2人分で36万円と14万8,000円ですから、50万円強のお金が社会保険料と、明細は書いていませんけれども諸口という2口分のところと、合わせて労働保険の足し算をすると52万円ぐらいが必要経費で係っていたものなのかなというふうに思っているんですが、そのうちの33万4,000円が減額されるという話です。

今、紹介した五十数万円というお金が今回増額されていた、54万円増額されていた根拠になるのは、ここの人件費に当たる部分が丸々しんどくなったので増額したのかなというふうに僕は認識していたんです。もともと前受けでもらった初期費の経費という金額では、ここが賄えなかったんじゃないのかなと、そんなことはございませんか。もともとの初期経費でもらった1,800万円、いただいたとずっと言ってはりますけれども、1,800万円何がしかの前受金については、ここの部分が補い切れないから54万円を増額したということになっている計算だと思うんですけれども、そういうことじゃないのですか。

# 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

先ほども申し上げましたように、増額をお願いに上がった時点で、メルシーforSAYAMAとして全体の経営状況を見たときに、この状態では先がもうないという状況の中で判断をして、その額をお願いしたんですけれども、恐らくその額の根拠となるのは、今、井上委員ご指摘の主に人件費に充てる部分で、ちょっと大変だという部分があったのかなというふうに思っています。

ただ、最終的な判断はもうメルシーforS AYAMA全体の経理状況を判断した中での額 だということであります。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

そういったことで増額したことでしょうから、 人件費等に係る33万4,000円、平均それぐらい という話ありましたが、30万円を超える金額の 効果額が出ているわけですから、増額した54万 円のうちの30万円は少なくとも、あるいは33万 円は減額しても大丈夫なはずですよね。大丈夫 なんですよね。

まず、それを減額する手だてを立てないと、 1%といえども利息はかかってしまっているわけですから、そこのところは改善する必要があると思うけれども、その改善については、先ほどの870万円が戻ってきた、873万9,000円、約874万円は戻してもらえた。戻ってこないかもしれない契約だったけれども、1つの項目を使えば戻るかもしれないと、3月、市長みずから答えてはりますけれども、社長か、交渉する中で返してもらいたいという話を実際に非常に苦しい、厳しい交渉だったと思うんですけれども、全額、満額返してもらっている873万9,000円と、今回、満額返してもらっている873万9,000円と、今回、 会社の経営努力によって生み出された33万 4,000円の効果額、これを合わせて前受金の返済、僕は返済だと思っているんですけれども、 そこに充てる必要があるかな、そういう経営改善をする必要が求められていると思うんですけれども、 れども、そこについてお考えはどんな感じですか。

松尾委員の答えと僕の答えと合わせると大き な金額になると思いますが、いかがでしょうか。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

先のほど松尾委員の質問と同じように、返ってきた分の使途も含めて、今後メルシーとしてどういうあり方がいいのか、先ほど言いましたように、もうかなり収入としてはもう限りがございますので、その限りの中でどうやってやっていくのかという中で、そういう選択肢も当然あるということは認識しています。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

収入という言葉を発していますけれども、経費をもらっているだけの収入でしかありませんから、上がりとしての収入では僕はないと思っていますので、それを増額してもらえるかもしれないという希望的な観測のことも社長お話されていましたけれども、そういったことをきちんと向き合ってくださいよ、それが今回の正常化につながる、顔が向く方向というのかではないのかなと、向き合うことはそこじゃないのかなと思っている。

経営を改善しないことには、これ話が前へ進まなくなるわけでしょう。メルシーに対して改善しなきゃいけないことが幾つも幾つも上げられているわけじゃないですか。そのメルシーがしっかり自立できている会社であってもらわな

いことには、それさえできなくなるわけでしょ う。メルシーを残すという選択を考えておられ るんであれば、きちんとそこはしておかないと いけないと思います。

私はもうメルシーは閉めるべきじゃないかということも言いました。ほかの議員からもそんな声がありました。その状況に追い込まれている中で、そんな悠長なこと言っていたらあかんのですよ。正常化委員会の答えもそういうふうになっていませんか。市長はどのように社長に対して、今の話を伝えたんですか、社長として、市長からの副市長を長とした正常化委員会からの答えをどのように考えられたんですか。

そこがしっかり見えてこないと、見えれば答えもっと変わってくると思うんですけれども、本当に市長として、あるいは社長として、この問題に向き合われているのかな、ちょっと疑問に感じるんですけれども、今のそういった選択肢もあるぐらいのその緩いものでいいんですか。この経営の改善について、お金のやりとりについて、増資した分だけでも返すんだったら返す必要が僕はあると思うんですけれども、そういった契約は巻き直しをする考えはございませんか。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

先ほども言いましたように、メルシーfor SAYAMA株式会社としての今後のあり方と いうのを検討する中で、そういう選択肢もある というふうに認識しています。

## 丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。

市長と社長にちょっとご指摘させていただき ますけれども、この委員会が始まるに当たり、 まず、正常化の資料が配られていなかった、副 市長の説明は読んでみたらわかりますみたいな 簡単な説明で終わる。

最初に、市長は反省していると、今後もこういうことないようにとか言われていますけれども、毎回このことを言われています。監査については真摯に受けとめますと言われているのに、委員の質問に対して一々反論されたり、違うことを言われたり、監査と言われていることと違うことを言われたり、こういったことを行うからこの委員会自体が進まなかったり、混乱を招いているという状況になっているんです。

市長が言われていることと行われていること、 社長も行われていることが全く違う。こういう 状況になっているのが問題なんです。

ましてや、その1,800万円のこととか、それも最初決算に計上されていなかった。それと、今問題になっている借り入れなんですか、清算なんですかということについても、監査時にこの資料を出さないんですよ。皆さん、こういうこともみんな含めておかしいじゃないかと言っているのに、あなたご自身は、委員の質問に対しては監査と違う見解のことを言ったりするんです、回答の中で。

ましてや、経営のことについて聞いたときに、 後ろ向いて職員の人に聞くとは、これメルシー の経営の状況とか財務について何で一々職員に 聞くんですか。もう既に職務専念義務違反、ま たやろうとしているじゃないですか。ちょっと その辺を踏まえてちゃんと答えてください。

井上委員。

# 井上健太郎委員

何か言いたいことほとんど言ってくれはったから。

委員長から指摘していただきましたけれども、 そのとおりだと思っています。冒頭の挨拶であ りましたし、きょう、今初めて是正案の報告に ついて読ませてもらっているので、この1,836 万円なんか、この1ページのところにいきなり 書いてあるわけじゃないですか。

市職員が前受金の約1,836万円を含む未把握 口座の収支について、メルシーの顧問会計士に 相談せずに第2期に計上することも可能という 誤った情報を代表取締役、あなた古川社長に説 明して、第1期決算修正前を議会へ、これ何と 読むんですか、虚偽の内容で黙認した。読むの がつらいですね、こんなん。議会へ虚偽の内容 で黙認した。

第1期決算に計上しなかった未把握口座について、その存在が明らかになるまで後任者に引き継がず、第1期決算の、これ何と読むんですか、虚偽を隠蔽した。国会で聞いたような話ですね。第1期決算の虚偽を隠蔽した、こんな報告しているんですよ、委員長。

この重みを本当に感じてもらわないと、今 1,830万円の話があるから、もう一度、前受金 の話に戻っているわけじゃないですか。ここの 最初の冒頭にこれがあるから。その書いている 文字は強烈ですよ。

本当に真摯に受けとめているという、僕は報告書を朗読するだけでも怖いですよ、こんな言葉使うのは。もっと本当に真摯に向き合って、これからの回答については誠意を持って答えてください。よろしくお願いします。

#### 丸山高廣委員長

口岡委員。

#### ₽岡由利子委員

先ほど報告されたA3の2ページ、私もこれをきょう、資料いただきましたので、以前から特別委員会は急に資料を提出するという、当初からそういうふうな感じだったんですけれども、当日に提出されるというのは本当にちょっと今後もうどうにかしていただきたいなという気持ちなんですけれども。

開発費、最初にちょっと質問も入りましたけれども、このKSFの分なんですけれども、監

査報告によりますとKSFに関しては、総額800万円という形で、開発費まず394万円という形で、何か2回ぐらいに分けて支出をされていると思うんです。全額返金されたというところで、監査報告によりますとやはりこのKSFに関しましては、もう取引全般について疑義があるという指摘がありまして、金額に合理性があったのかとか、それからまた、契約書にそういう開発費として収益の帰属関係等の規定がされていないとか、そういうふうな内容が規定されていたわけです。

メルシーにとっては開発費として計上されていたわけですけれども、全額返還がされたのが平成28年9月30日に締結されて、1年半たっているんですけれども、それで返還されたということに関しては、向こうとしては本当に開発費としてしっかりと受けていたのかなという、ただの預かり金だったのではないかという、そういうふうな印象も受けたんです。

これはメルシーの弁護士が中に入って、そういう返還交渉というか、されたんでしょうか。 それで、また返還交渉された件に関して、先方の会社自体がどういう状況だったのかという、 そういうふうな内容のことは何かお聞きされていないのかということ。

それから、第三者として事務局長が、振り込まれた通帳先がKSFであったのかという確認もしっかりされているのかという、そういうところをちょっと確認させていただきたい。

あと金額も全額というと一括で幾らされたのかということです。分けてされたのか、一括でされたのか、振り込みを分けて当日にされたのか、そういうふうなことを、何かいま一つすっきりしないというか、全額返金されたこと自体もすっきりしないなというところがあるんです。

あと、1,836万円の前受金で、ちょっとやっぱり私としては何か不信につながるというか、

A4の4ページのNPO法人未来の最先端まちづくりのそちらから、対して何ら返信がありませんということなんですけれども、これは期日を切って内容証明で出されたのか、どういうふうな送付をされたのかということです。返信ありませんとずっとこういうふうな状況がきているので、対応の仕方というんですか、それも確認されているのか、どういうふうな状況で確認されているのか。第三者として答えていただきたいなと思います。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

まず、KFSさんとの交渉につきましては、 ちょっと日付ははっきりと今言えませんが、ス タートは私が向こうの社長にまずは電話をさせ ていただきまして、今の現状についてお話しさ せていただきました。

その話の中で、解約できないかという話をさせていただいたところ、一応検討しますということで、その場は終わっておりました。その後、元社員を向こうの現地に行かせまして、直接社長と話をするようにしてきました。

その結果、この解約の中にも書かれておりますけれども、もう一切の権利は放棄してくれということを条件に、全額返済するということで合意をいただいて、今回のこの契約に至ったということになります。

#### ⇨岡由利子委員

振り込みの確認はちょっと第三者で、事務局 長あたり確認しているのか。室長が確認しては るのか。

#### 丸山高廣委員長

担当。

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

3月30日付で、株式会社KSFから一括して 873万9,097円の振り込みは、私、確認しており ます。

# **□岡由利子委員**

あと、NPO。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

NPOのほうなんですけれども、ちょっと内容証明では送っておりません。現状では通常の郵便でお送りしているような状況のままでございます。

#### 丸山高廣委員長

口岡委員。

## **□岡由利子委員**

ずっと返信がありませんという、このNPOの分なんかは、やっぱり期日決めてとか、もう所在がないのかなと思ってしまうような。でも、返信が来ていないので、それは所在があるのだろうという形で、やはりきっちりと前受金で使ったというその流れも、こちらとしても疑義が残るというか、そういう部分ですので、だから内容証明、金額的にはどうなのかわからないですけれども、内容証明にするのかどうするのかという形で、いろいろきっちりと向こうで返信ができるような形のものを送付していただきたいです。

これは、このまま返信がありませんで終わっているんでは、ちょっと何かいつまで続くのかなという感じがします。全額返済されたという部分では、このKSF、全額返済されたということに関しては、ひとまず経営上安心というか、そういう部分はあるんですけれども、やはりいろんな手続上ですごく不信が残るので、やっぱりそういうことはきっちりと手続を踏んでいただきたいと思いますので、NPOに関しましても日付を決めてきっちりとやっていただきたいと思います。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

今の関連ですけれども、NPOに関しては内容証明を送るべきだと思いますし、回答をもらわないことには、この件に関する処分にも影響が出るんではないかなと考えますが、いかがですか。

## 丸山高廣委員長

担当.

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

内容証明等の送付については、ちょっと一旦 検討させていただきたいと思います。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

堺市が認証したNPOになるのかな。堺市の そこから問い合わせてもらっても電話がないと、 なので郵便しかなかったということだったと思 うんですが、電話の確認はしているんですか。

#### 丸山高廣委員長

担当。

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

本市のほうから堺市のNPOの取り扱いの部署に連絡させていただいたところ、電話番号の登録自身がなかったものですので、住所を頼りに確認というか、現場には行きました。普通の住宅地の中の1軒やったという状況でございます。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

私も現地見てきたんですけれども、おっしゃるとおりで、普通の一般のおうちだったんですけれども、電話番号の登録がないNPOなので、もう手だては郵便しかないわけです。そうすると証拠が残る、内容がきちんと伝わったかどうかも確認できるものというのは、今となれば内容証明しかないわけでしょう。そうすると内容証明で送らないことには、どのような内容のも

のをいついつ送ったということがもう記録として残らないわけじゃないですか。

行政として、それは記録を残す必要があると思うんですけれども、このNPOを認証された 堺市にとっても問題が出てくるかもしれません ので、そのあたりの協議とかは、情報の共有な んかは堺市とはされているんですか。

## 丸山高廣委員長

担当。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

まだ中身というか、内容の事実関係がとれて いないので、堺市の担当部署とは直接お話はし ておりません。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

おっしゃるとおりで、内容が確認できてないまま通報もできないと思いますので、きちんとこのことについては、このNPOに対してきちんとしないことにはあかんと思いますので、内容証明を早急にすることをまず提案しておきたいと思います。

あわせて、戻りますけれども、KFSの契約の話に戻しますが873万9,097円、解約合意書がいただきました。判こもついてありますよね。この内容についてと調印の方法について、どのように合意書、先ほど元社員が直接行かれたという話をちょっとされていましたので、もう少し補足で説明していただいてよろしいですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

直接向こうの社長とお会いして話をしたのは、 先ほど言いました元社員が一度出向いて話をし たということになります。それ以降は、主に電 話で連絡をとりながら、この合意書の中身を詰 めたというふうに聞いております。 あと、この調印につきましては、郵送でそれ ぞれ調印をして、2部ずつ郵送し合いながら、 最終的にはお互いに手元に持つという形にした というふうに聞いています。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

調印の期日、お答えいただいていいですか。

# 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

ちょっと定かではありませんが、この3月26 日付近であるということは間違いないです。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

解約契約書に3月26日というふうに書かれているんですから、3月26日で定かでないのは変でしょう、3月26日でないのですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

先ほど言いましたように郵送でやりとりをしておりますので、日付が26日の日付でなっておりますが、実際、判こを押したのが、ちょっと今は定かではないんですけれども、この26日の何日前だったのかというのが、今の時点では答えられないということです。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

3月26日以前に判こをついてということでいいんですね。3月26日以降に判こをついたことじゃないんですよね、以前ですよね、そこだけ確認していいですか。

#### 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

以前です。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

郵送されたものが返ってきた日付は確認しておられますか。手元に戻ってきた、向こうに送った、どんなふうなのかな。ちょっとやりとりをもう一遍説明してもらっていいですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

ちょっとどっちが後先かは、今、把握しておりませんが、例えばメルシーforSAYAM Aがこの合意書を作成します、2部つくります、メルシーforSAYAMAの私のところに調印して、それを相手に送ります。相手は自分の社印を押して、一部は保管して一部は返還してくるという、例えばそういう流れになります。ですので、今、私がいつに判こ、調印したかというのはちょっと定かではないんですけれども、手法としてはそういう手法でやりとりをしたということになります。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

やりとりについて説明していただきました。 ありがとうございます。

3月26日というのは何の日といったら変ですね、3月26日なんですよね。その時点で決定しているから、少なくとも郵送、送る側としても26日は送っているわけですよね、26日と判こ、日付をついてこちらから送ったんであれば、3月26日の日付でそのことを決定して、双方で合意が得られたから送っているわけですよね。

3月26日なんですよ。この日、市長と一緒に おったわけです、僕。翌日が、27日が議会最終 日なんです。議会最終日、前の日、3月26日は、あるこども園の竣工式やったんです。だから、ご一緒したんです。だから、その日にこっち来てはったんかなとちょっと思ったので確認したんですけれども、郵送やということやったんで、先方さん来られていないんだなということわかりましたけれども、最終日の前の日にこの決定をされて調印されて、手続をもう行っているわけですね。その報告が6月11日なんです。これ時間差あり過ぎるように思いませんか。もう少し早くできなかったですか。このことについてお答えもらえますか。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

メルシーとして受け取って、最終的に市の担当のほうにいつ報告したか、ちょっと今は定かではありませんが、メルシーとしては受け取って速やかに市のほうには報告したというふうに認識をしています。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

担当さんに聞きますけれども、この報告あった日付、教えてもらえますか。

#### 丸山高廣委員長

担当。

#### 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

市長のほうからご報告を受けたのは、5月11日です。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

担当さんが、市長から報告もらったのは5月 11日。調印は3月26日、報告は5月11日、どこ が速やかというんですか。調印した日付よりも 後にこの決裁されていませんか、やりとりは。 間違いなく26日よりか後で、4月になってからこの日付でやったということはございませんか。

#### 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

それはないです。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

じゃ、何でそんなにおくれるんですか、入金 された日付はご存じですか。社長、お答えくだ さい。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

3月30日付で入金があったと聞いています。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

873万9,000円、874万円近い大きな金額の動きがあった。そのことについて5月11日ですよ、1カ月と10日、連休を挟みますけれども、遅くないですか。そんなもんですか。800万円というのは市長にとってはそのぐらいの金額でしかないものなんですか、僕にとってはすごい大きな金額ですよ。そんな大きな金額の動きがあったことの報告がそんなに遅くていいのですか。そこについてお答えください。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

担当のほうは、今、正式に受けたのはというような言い方をしましたが、一応、そういう交渉をしているというような途中経過の話はしたような記憶がございます。ただ、それをいつしたかというのは定かではないんですけれども、ただ、最終的に正式というような形で市に報告

したのは、これが速やかと言えるのかと言われますと、確かに速やかでないというふうに判断もできますので、そこは反省をします。

## 丸山高廣委員長

市長、その速やかという言葉を今使われましたけれども、結局またやっているじゃないですか。何回同じことするんですか。速やかじゃないのに速やかと、また勘違いするようなこと言うでしょう。また、こういう速やかじゃないみたいな繰り返しになるんです。全然、反省してないですよ。慎重にやってくださいよ、もっと。真剣に。

井上委員。

#### 井上健太郎委員

今、社長からなのか市長なのかわからなくなっちゃいましたけれども、担当と話をしたと、いつか定かではないがと。担当だけじゃないんですよ、市長。市長としてこの話をされている機会があるんですけれども、もう覚えてはれへんのかな。

3月のこの特別委員会の中で、この件につい て質問があって、契約書第1条どうのこうのと いう話、研究開発の話ですよ。話の中で、市長 みずからが、商品化できるか、実用化できるか わからなくなりますと、それをつくるのにかな り費用がかかる等々、実際、実用化、今の時点 では難しいだろうというようなことでとまって いる状態であるので、この実用化の項目、要は これ返すことはないよと書いてある上の項目が あるんだけれども、後ろの項目で、実用化され ない場合には返すことがあるようなニュアンス のことがあるから、そこで返してもらえないか、 返還してもらえないか、先方さん、相手さんに 交渉しているところでありますというふうに、 特別委員会でもご自身で答えてはるんです。こ れが16日かな、17日かな、なのです。その10日 後に調印、実際されている。最終日が翌日。4

月の閉会議会のときに、この取り消し、グリーン水素の取り下げを発表される。

何ぼでも私たちに報告するチャンスもあるわけです。取り下げに関しての報告もそうですし、そこで疑義に上がっていた、議題に上がっていた873万円、ご心配かけましたけれども返還されていますということも報告するチャンスはあるわけでしょう。それもされていないわけです。しかも、閉会議会も過ぎ、開会議会の直前ぐらいにやっと報告されているんです、担当に、正式に。

それが、先ほど委員長言ったとおり、どこが 速やかなんだと。議事録には速やかに対応しま したと残っていくわけです。私たちは何一つ速 やかではないですよと言ったわけです。もうず っとかみ合っていない議事録を見ているわけ、 僕、過去のさかのぼって読んでいても。こちら が言っていることと違うことを答えているな、 答えている内容が事実でないように聞こえるな、 それはもうやめてくれと言っているんです。正 してくれと。そういったことも正常化してもら わんと困りますと言っているんです。

先ほどこの質問に至る、僕がしようかなと思ったんやけれども、先にされたので関連で質問していますけれども、この答えについても誠実な答えになっていないじゃないですか。速やかにではないでしょう。1カ月ほどの時間をとってしまいましたが、おくれてしまいましたが、報告させてもらいました、申し訳ありませんというのが答えじゃないんですか、誠意を持った。

本来、3月30日ですよ。これ3月26日に調印して、月曜日、金曜日873万9,097円振り込まはった会社さんとはすごいなと思いますけれどもね。月曜日に請求されて、もう金曜日に払い込み済ましてはるんですよ。873万9,097円の振り込み手数料幾らぐらいになるのか、僕、想像つかないですけれども、216円とかじゃないでし

ょう。向こうさんが負担してくれたはるわけで しょう。減額されずに振り込まれているんです から、手数料を向こうが持って振り込まれてい るわけでしょう。物すごく相手さんは誠意持っ て応えてくれているわけですよ。

こちらの社員さん、元社員さんですけれども、 僕、命がけで行ったと思いますよ、現地に。この金額返ってこなきゃ会社潰れると思って、ご自身やめるのわかってはるのに行きはったんですよ。どんな覚悟を持って、現地に行かれて交渉されたのか、この交渉に当たったときの心境はどんなものか想像してあげてくださいよ。5日後に、その1週間の間に返金まで済ましてもらっているんでしょう。その社員さんの努力に報いるためにも、きちんと報告を本当に速やかにしないと、社員さんはついていかないです。今いてはる社員さんにしたって、ついていけなくなりますよ。社長としての姿勢も僕は疑ってしまいますわ。

この873万9,000円、全額ですよ、これ回収してきはった社員さんの努力、本当に無にするようなことになっているじゃないですか。よう経営努力しはりましたねというふうに、本来議会がひょっとしたら褒めるというのは変ですけれども、ようやりましたねと評価しなあかん、プラスの評価になるはずのことが、今マイナスの評価になっているわけですよ、報告が遅いということで。その姿勢に誠意がないよと、頑張らはった社員さんの努力まで無にするようなことになっとるわけです。

少なくとも速やかにといって発言されたこと については、訂正削除していただきたいし、訂 正するに当たっては、先ほど私が言いましたが、 一月余りかかってしまいましたが報告させてい ただきましたというふうに訂正していただきた いんですけれども、速やかにという言葉の削除 と、そこにあわせて猶予1カ月ほどおくれてし まいましたがというふうに訂正することのお考えはございませんか。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

今、井上委員からご指摘をいただきました。 確かに速やかにという言葉としてはおかしい んではないかということでございます。ご指摘 のとおり、これは一月以上もあいているという ことでありますので、当然速やかではなかった というふうに感じます。そこは訂正をさせてい ただきたいと思います。

また、おくれたことに対しましても、当然メルシーとして、市に対して、口頭であれ文書であれ、おくれた形で最終的には議会のほうにも、このような形で報告することになりましたことはおわびしたいと思います。

#### 丸山高廣委員長

小原委員。

# 小原一浩委員

先ほどちょっと後で調べるとか言ってはった のが出たみたいですから、ちょっと説明しても らって、また。

#### 丸山高廣委員長

担当。

#### 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

出たというよりも、先ほどちょっと内容を確認させていただきまして、おっしゃっているように、第3期のメルシーの収入の部の繰入金で、20年分のうち、前受金1年分91万8,000円が上がっていると、ただ先ほどの覚書で54万円を増資してもうた後、2年後、第5期ですけれども、その段階で返すということはどうやというご質問であったと思います。

ちょっときちっとしたあれなんですけれども、 市としましては、はっきりとした金額が決まっ ていないというか、あとで清算するという前提 するものについては、そもそも売り上げに計上 していいかというところについてはちょっと疑 問につながっております。

それは小原委員もおっしゃっていることなのかなと思いまして、会計上というのは、後で、事後で返金するその概念性が高い場合には売り上げに計上してはならないという考え方がありますので、一定その辺については、申し訳ないですけれども、メルシーの会計士のほうも通じて確認できたらなというふうに思っております。以上です。

## 丸山高廣委員長

小原委員。

#### 小原一浩委員

何度も言いますけれども、ここを繰入金として太陽光発電事業運営経費として事業の収益とは別に91万8,000円上がっているわけです。備考として、前受金1年分繰り入れと、これは私が考えていることと同じだなと。

経理的には権利金みたいな形で1,800万円何 がしを20年分としてもらっておって、これは渡 してから、渡した相手というのはメルシーfo r SAYAMAがどう使うかということまでは 拘束しないでしょうが、メルシーforSAY AMAとしては少なくともそれ自身の保障して いる20年間のうちの1年分を繰り入れて、手数 料というか運営経費としてもらって落としてい くんだなという、私の認識と一致しているので、 最初の1,800万円何がしかは、前受金として、 権利金として受け取った費用であると、それを 使うのはメルシーfor SAYAMAの裁量に 任されているかなと思いますけれども、経理処 理はこういうことにしていかないかんなという 私の考えと一致しているので、この辺ははっき りしないと、何か前受けが清算になるんでどう かというのでごまかす、またはごまかされない ようにしてほしいなと思っています。

## 丸山高廣委員長

ほかございませんか。 松尾委員。

## 松尾 巧委員

きょう配られた一応、方針までも含めてというふうになったんですけれども、ちょっと方針は出ていなくて、現状、進捗状況だけ書かれている。

先ほどは、口岡委員もちょっと触れられておりましたけれども、非営利活動法人の未来の最先端まちづくり、ここの問題で、いろいろ請求をしたり郵送したりしているけれども一切返事がないということになっているんですけれども、前の資料では、いわゆる水素発電の模型、これを購入しているわけですね。そこから購入して、大体80万円ぐらいやったと思うんですけれども、その請求書はあると。しかし、後から連絡とっても全然連絡がとれないという状況になって。

これSAYAKAホールでも展示されたわけですね。これハノーバーメッセでも出店というか、展示をされているわけです。そういう、これまで水素発電とか、そういう関連したことについてやられていた法人ですけれども、連絡がとれないというのは、もっと明らかにしていかないかん問題なんです、これ。いろいろ整理されてちょっとずつ進みつつあるというのは、これはわかるんです。だけど、こういう問題についても明らかにしないと物すごく気色悪いんです。

というのが、なぜ模型まで購入したり、あるいはハノーバーまで行ったような人と連絡がとれないのかと、もうそんな法人だったのかというふうになるんです。

それで、もともと水素発電の模型は寄贈だというふうに張られていたんです。そうじゃなかったわけです。寄贈ではなくて、メルシーが購入したわけです。だから、メルシーが購入して、

二、三万円じゃなくてもっと多額の費用を投じ て購入しているわけだから、相手が潰れたのか どうなったのかわからないというんではなくて、 これは追求すべきだろうと。

気色が悪いというのは、もう一つは、ハノー バーメッセの費用が、みずほ設計から内容証明 で送られてきているわけですよ、メルシーに。 内容証明で送られてくるということは、1回請 求したからとかそんなんで来るんじゃないでし ょう。何回も請求したけれども払わないからと いうことで、内容証明で送ってきているわけで す。

これ弁護士に相談して、いや、支払うもんではないですというふうになっているんだけれども、その額283万円なんですよね。これはいったらハノーバーで展示されたりいろいろした費用が請求されてきているということになるんだけれども、普通関係なかったら弁護士関係なくて、もうそんなん払う余地ありませんということで断ったらいいわけだけれども、弁護士さんに相談して、いや支払うもんではないんですというふうになったというそういう点が、非常に普通に考えて何でそういうふうになるのかということで大変気色が悪いんです。

ほんまにメルシーは全然関係なかったのかどうかと、あれは職員はそこに参加されたわけで、ハノーバーへ。関係なかったのかどうか、そういうことすら、これちょっと整理としてはやっぱりきちっとしていく必要があるんではないかというふうに思うんです。もう全く手だてはないんでしょうか。

## 丸山高廣委員長

担当。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

まず、その連絡を、住所はわかっているので 直接お伺いするということもできるのかなとは 思います。ただ、市の権限でどこまで相手方に 行けるかというのが、ちょっと今、法的に大丈夫かどうかというのをちょっと確認した上で行いたいなと思っておりまして、メルシーに社員がいらっしゃいますので、メルシーのほうから確認してもらうように、こちらのほうから指導します。

以上です。

# 丸山高廣委員長

松尾委員。

## 松尾 巧委員

それは、当然、非常に疑問に思っているわけで、もう全く、委員会でもいろいろ問題になって、ハノーバーのことは発言された中身もあるわけだから、やっぱりきちっとすっきりしたいという気持ちがありますので、これはもうぜひ。市からは直接行けないんで、当然メルシーとし、社員一人おられますから、ぜひそういう点はただしてほしいと思うんですけれども、それはどうですか、社長として。

# 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

今、担当も言いましたように、市としても、 そしてまたメルシーとしても、当然この状態でなかなかおいとくというのは、今おっしゃったようにそれは気持ち悪い部分がありますので、やっぱり事実確認がどうだったのかということをしないといけないんですが、ただ、市としても、当時の担当者との連絡がとれない、また、今回、相手先のNPOとも連絡がとれないという中で、なかなかその事実確認がとれていないというのが現状でありますが、先ほどからご指摘あるように、内容証明等を使って事実確認をとれるように努力はしたいと思います。

# 丸山高廣委員長

松尾委員。

# 松尾 巧委員

相手方から、そういう全然違うところですよね。いったらみずほのほうから、みずほなんて今まで出てきたことなかったんだけれども、みずほのほうから請求が来たりするというのが不自然で、そこら辺はやっぱりきちっと明確にしとかないと、整理するにしても、そういう手だてはぜひとってほしいなということだけ述べておきたいと思います。

## 丸山高廣委員長

北村委員。

## 北村栄司委員

こんなに時間かかるというふうにちょっと思ってなくて、昼からも予定あるので、ちょっと整理してもらえたらなと思うんですけれども、これ個々の問題は、きょうもらった資料で、ここですぐに判断せえといっても本当にわからない部分はあるんです。

それと、ずっとさっとしか今読んでないんですけれども、まず一つお尋ねしたいのは、正常化するためにということで、6月議会を一つのめどにして一定の正常化をするというふうに当局は言ってきたでしょう。そういうことからして、今ここへ出された内容について、例えば何%ぐらい進んだというふうに判断できるのか、しているのか。一定の方向性を出すといった中で、私、これざっと見たら30%ぐらいと違うんかなとちょっと思ったんです。もっと本来は進められる必要があると思うんですけれども、それが当局としてどの程度、何%ぐらいまでというのをまずお尋ねしたいのと。

それと、この一つ一つ少しぱっと読んでいまして、例えばメルシーに対していろんな指導を やっていますよね、当局として。例えば、担当 者の協力は得られないとあるが、当時の業務に かかわっていた者全員に調査するべきである。 ということは、メルシーのほうから担当者の協 力が得られないという回答がされているという ことやね、そういうことは。そういうことが何 カ所か出てくるんです。担当者の協力が得られ ないとあるがと。そういうところが非常にある。

それと、メルシーの判断そのものが間違った 判断をしていると。例えば、当初資本金100万 円の会社で資金も少なく、当社の当面の経営を 安定化させることにより、上記目的を達成する ことが必要であることから、前受金は事業運営 に必要な運転資金として受領し、当社の運転資 金に充てていると。これ間違っていますよね、 前受金の使途からして。こういうことを平気で、 いったらメルシー側が答えている。そういうの がすごくたくさんあるんです。

担当としても是正を指導しているとか、かかわってきた者全員を調査するべきであるとか。 それと、決裁等の書類が残っていないこと事態が不適切やという指摘も数カ所ありますよね。 ということは、メルシーという会社が、もう本来の会社のていをなしていないということしか見受けられないんです。

こんな状態で当局が、実際に担当を正常化するためにともう必死になって、正常化委員会の委員長としても副市長、先頭にやっているということでやっているけれども、メルシーの状態を見れば、もうこれ以上のことは本当に時間ばかりかかってできないんじゃないですか。一番問題あるのは、メルシーの会社そのものがもうきちんと市の指導とかに応えられない状態になっている。本来は、社長自身が全て答えられればええけれども、中身は絶対、社長自身にもきちんとした報告をしていないというメルシーの実態があるわけですよね。

そんな状態の中で、これ個々の問題を幾らい ろいろここでやっても、もう全く前へ行けへん のと違うかと。だから、議会のほうとしても考 え方をちょっと別サイドで一回よく検討する必 要があるん違うかなと。ここでやっていてもこれ進まないです。もうメルシーの会社そのものが、もうどう言ったらええのか、ていをなしてないと僕言った、そんな状態で幾ら担当が頑張ってもらっても無理なん違いますか。

ここの最初、井上委員のほうからも指摘があったように、もうまさに誤った情報、議会への 虚偽の内容を黙認した、虚偽を隠蔽した、こう いうことがきちんとされている。

ここで、一つお尋ねしたいんですけれども、 メルシーの第1期決算の修正についてというこ とで、市職員が前受金の1,836万円を含む未掌 握口座の収支について、メルシーの顧問弁護士 に、会計士に相談せず、第2期に計上すること も可能という誤った情報を代表取締役に説明し てという項目があるんですけれども、この市職 員というふうにもう書いてあるんで、これ誰な んですか。取締役には誤った情報を提供してい るということがもう指摘されているんやから、 これはっきりさせてくれますか。もうひどい話 ですやん、これもう。市職員がということで、 またこれも指摘されている以上、誤ったこと、 だからそれはメルシーの社長として、その職員 を告発するとかということはできるはずなんで す。だから、それ、ちょっと明確にしてほしい んです、その点。

それと、今みたいな形で幾らやっても難しい 面があるので、担当として、こんな状態で方向 性を出せるのかどうか、こんなメルシーは会社 の中身むちゃむちゃですもん。

#### 丸山高廣委員長

あと、何%ぐらいということもですね。

#### 北村栄司委員

それも。ちょっとここら辺、聞かせてほしい。 丸山高廣委員長

ちょっと社長の部分と担当の部分があると思 うんですけれども、今のご質問についてよろし いでしょうか。

担当。

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

ちょっとまず担当の正常化委員会の事務局を 当たらせていただいていましたので、ご報告さ せていただきます。

まず、その何%のできかということで、ちょっと数字的にはあらわしにくいんですけれども、冒頭でも説明させていただきましたように、メルシーの根幹の契約に係る部分で疑義というか、大きな問題があるということについては、やはり一番大きな部分なのかなというふうに思っております。そこについては、これからこちらでもちょっとお示しさせていただいておりますように、一つずつ改善というか、是正に向けて進めていくと。

その中で、先ほどちょっとご指摘をいただいておりますメルシーのコントロールといったらあれですけれども、指導監督のあり方についても、これまでも何もない状況のままで運営してきていたということについては、今、私も昨年からこちらをあずかっている責任者としては反省しております。それにつきましては、今後、速やかにメルシーに対して指導監督がきちっとできるような形と、あとは議会、もちろん市民さんにきちっと公表できるような形をとっていくように整えている日々なのですけれども。

いかんせん、もともと根本の市とメルシーとの協定の関係というか、契約の関係で、結ぶということでちょっと私も安易に考えていた部分あるんですけれども、今、弁護士のほうに相談しましたところ、やはり安易に契約してしまうと太陽光の今後の契約等に影響する部分があるというところもちょっとありましたものですので、一定その辺については、今、弁護士のほうと今協議をしているような状況で、非常に時間がかかっているところなのかなというふうに思

っております。

メルシーの今後のあり方については、一定、 市のほうでも今、経営のことについて今後の運 営について出しているところでもありますので、 一定その経費を削減してもまだ厳しいところも ある場合ですと、メルシーの場合によってはご 指摘いただいている部分というか、あり方につ いてはきちっとした形で、市としても方向を出 していきたいなというふうに考えております。

もう一つ、市の職員がというところなんですけれども、個人情報にもかかわりますので、ちょっと私の口のほうからは、今この場ではお答えできないような状況でございます。

以上です。

## 丸山高廣委員長

先ほど北村委員のほうから、職員のことについて告発をしたらどうかということも聞かれていたんですが、こちらについてはどうですか。

社長。

# 古川照人市長

現時点では、メルシーとして告発する用意は ございません。

#### 丸山高廣委員長

北村委員。

## 北村栄司委員

社長、取締役に虚偽の報告をしたりとか、幾ら株式会社といえども100%出資の市費、税金100%出資の株式会社という点で、公共性はこれ否定できないんです、市民から見ても。

いったら市長に対して、またメルシーの社長に対して、うそのことを平気でやって、いろんなこんな問題を起こしているわけです。告発するべきですよ、本来は。そうでないと、これ前へ、問題解決なんていかないでしょう、これ。

それと、担当にお尋ねしたいんですけれども、 書類はないわ、関係者のいろんな協力は得られ ないわというような状態で、幾ら市として努力 しようとしても、もう不可能な状態じゃないんですか。会社の実態があればちゃんとした組織として取締役があって、あと重役がおって、社員が何人もきちんとおって、きちんとした業務がやられているという場合は、一人一人にちゃんとしたことを聞きしたら内容はわかってくると思うけれども、全くない中で進めてきて、そんな状態の中で幾らきちんとしようと思っても、わかっている人が、いったらもう数人しかいてない。社長が本来、全部わかっていたらいいけれども、社長自身かて、うそのことを報告されているわけやからわからへんわけでしょう。

そんな状態の中で、もし明らかにしようとすれば、もうあとはそれこそ告発をして、ちゃんとしたことを出せと、わかっている社員に、当時かかわっていた人に、それしかもうないということになると思うんです。それ以外で幾らやろうとしても、明らかにならないじゃないですか。協力を得られない、書類がない、そないしてどんな形でできるんですか。捜査当局でもないわけですから、もう権限なんてあらへんわけですから、市も。

#### 丸山高廣委員長

告発したらええねん。

## 北村栄司委員

告発するしかないと、僕はほんまに思います わ。もう今の状態、これずっと報告書を見て、 それと今の答弁、市長の答弁聞いていても。社 長の答弁聞いていても。

せやから、こんなんで幾らここで時間とっても、これはもう意味ないと思うんです。もう少しこの問題も含めて、各会派へ持ち帰って、もう一回きょう検討して、一回また議会は議会で相談をするとかいうふうにしないと、きょう幾らやっても、もうちょっと無理と違いますかというふうに思います。意見ですけれども。

# 丸山高廣委員長

市長、今のをお聞きになってどうですか。社 長の判断と市長の判断があると思うんです。

告発したらどうだと、それが一番、捜査当局でもないんで、そのほうが明らかになるやろうと。ここまで皆さん時間つくって、それは職員の皆さんも時間つくっていただいて、正常化委員会まで立ち上げてと、なかなか進みが明確ではないと。きょうのやりとりを見ても、やっぱりわかりませんとか、そんなことが多いじゃないですか。

だから、今、北村委員、僕も質問では言わせていただいていましたけれども、そういった告発ということはお考えにならないんですか。

市長。

## 古川照人市長

現時点でどうかと言われますと、なかなか判断に苦しむんですが、今後、市もしくはメルシーとして調査をしていく中で、やはり状況によって告発に値するというような新事実がもし出てきたならば、当然そのようなことがしなければならないと思いますが、現時点の状態で、告発をするということは考えていません。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

ちょっと議事進行については、これ夜までかかるかなと僕は覚悟しているぐらい用意してきていますので、そこのところがある中で、ちょっと緊急を要する話があるのが1点なので。これは北村委員にもやっぱり聞いてもらいたい話ですので、北村委員のことがあるので、ちょっと……。

### 丸山高廣委員長

ちょっと暫時休憩します。 午後 0 時15分 休憩

午後0時17分 再開

# 丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。

それでは、ただいまから40分休憩いたします。 1時より再開いたしますので、よろしくお願い いたします。

午後0時17分 休憩

午後1時00分 再開

### 丸山高廣委員長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。 井上委員。

## 井上健太郎委員

すみません。先日の住民監査請求の件につい て、ちょっと確認させてください。

まず第一に、代表質問だったか、議会の質問の中で、北議員の質問に答えられたんですけれども、この監査に関する勧告を守らなかった場合の置きかえの答弁を副市長されていたと思うんですけれども、これから確認しますというふうなご答弁があったんですが、どのように確認されたのか、内容についてお答えください。

# 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

まず、必要な措置を行わなかった、つまり是 正を行わない場合はどないなるんだという質問 に対しまして、今後確認してまいりますという ふうにご答弁をさせていただきました。

それで、関係部署に確認をまずさせていただきましたところ、今回、監査委員から市長に対して、必要な措置の勧告をされておりますけれども、そうしたにもかかわらずその措置を行わないときは、地方自治法の関係条項に基づいて住民訴訟になると、そのような確認をとれております。

以上でございます。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

それは確認する事項じゃなくて、当たり前のことじゃないですか。ペナルティーとしてという質問だったと思うんですけれども、そこについて確認しているんですけれども、そこについての確認事項はございませんか。

# 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

私のほうはペナルティーという点での確認は しておりませんが、一応、今申し上げましたよ うに、必要な措置を行わないときが、ある面で はペナルティーといった意味合いがあったのか なという判断で、今のところそういう確認をし たというところでございます。住民訴訟に次は なるんだと。

(「そんなのでいいの」の声あり)

## 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

それは答えになっていないと思うんですけれども。

また、今の発言の中でちょっと気になるのは、 措置を行わなかったときと言いはったかな、ちょっとごめん、もう一遍ごめんなさい、もう一 度、聞き漏らしたのでごめんさない。措置について、どない答えはったんかな。

### 丸山高廣委員長

副市長。

## 髙林正啓副市長

勧告では、必要な措置を講じられたいという 表現になっております。あるいは講じることと いうことでございます。それを、措置を講じな かった、つまり行わなかったときは、要するに 監査された請求人が、今度は住民訴訟になると いうふうに認識をしております。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

措置を行わなかったという答えについてなんですけれども、これは、是正されなかったらということですか。何をもって行わなかったという話なんですか。

# 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

この監査の結果についてという書類の最後に、 結論というところが4つ項目がございます。

そのうちの1番目、市長は岩室財産区管理者 として、メルシーに対し、濁り池の不法占有状態の解除を図る協議を行い、損害賠償等については、必要な措置を講じられたい。

2番、市長は岩室財産区管理者として、濁り 池について適正な使用許可手続がなされるまで 岩室財産区の損害が生じるため、速やかに岩室 財産区特別会計及び一般会計の収入として経理 できるよう必要な措置を講じられたい。

その1、2番の期限は平成30年12月末までとする。

この3つが必要な措置ということに捉えていますので、これを行わなかった場合は住民訴訟になるんだというふうに認識をしております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

行わなかったことと、是正されなかったこととと、行えなかったことと、行わなかったことと行えなかったことですよね。措置を講じようと行ったけれども改善できませんでしたは、構わないということですか。行った結果、是正されなければならないと考えているんですか。そこについてのお答えがちょっと全然伝わってこないんですけれども。

# 丸山高廣委員長

副市長。

## 髙林正啓副市長

私は是正しなければならないというふうに認 識をしております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

是正しなければならない、力強い答えをいた だきました。

確認したいと思います。岩室財産区についての話なんですけれども、不法占有状態の解消を図る協議を行い、損害賠償等については、必要な措置を講じられたいということでありますが、まずもって、この不法占有状態の解消を図る協議というのをどのように行っているのですか。また、どのように行おうとしているのですか。

これはどなたなのかな。担当になるのかしら、 どこで答えたらいいんですか。具体的な担当が いいんですか。

#### 丸山高廣委員長

メルシーと違うか、メルシーに対して言っているんです。

### 井上健太郎委員

メルシーに対して指導せなあかんですね。じゃ、メルシーに対して、「市長は」やから。

# 丸山高廣委員長

担当。

### 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

担当サイドからちょっとお答えさせていただきますと、午前中もちょっとご説明したかもわかりませんけれども、こういう不法占有状態ということなので、それについては総務部と連携しまして、総務部のほうからメルシーに対して、その解消をということで指導する準備をしております。

それに基づきまして、総務部のほうからグリ

ーン、私どものほうに向かって、今度、メルシーの指導監督というところの手続をする準備を今現在進めております。その上で、メルシーのほうから地区のほうとご協議いただいて、現在の協定も含めた上で、ため池のほうに浮かんでいるそのパネルの占有の状態を、財産区という形にはなってくるかと思うんですけれども、地区のほうに働きかけを行って手続を進めていくという予定をしておりますので、それについては、一定メルシーがやる役割と市がやる役割というのはそれぞれ違いますので、その辺はきちっと分担して進めていきたいなというふうに考えております。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

今、総務の話が出ました。この財産区の管理 をされている総務部として、もう少し具体的に どのような対処をメルシーに対して指導される のか、ちょっと詳しくお答えいただけますか。

### 丸山高廣委員長

担当。

#### 高井 悟総務部財政グループ課長

総務部としましては、まずメルシーに対しま しての是正の勧告といいますか、そういったも のにつきましては文書を予定しております。

発信としては、岩室財産区の管理者からメルシーforSAYAMA株式会社の代表取締役宛てにそういった通知のほうで出させたいただく予定です。

監査の結果に基づきまして、濁り池につきましては、速やかに必要な措置を講じて、不法占有状態の解消を図るようにという形で、文書について用意しております。

以上でございます。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

あわせて損害賠償ということが書いてあるんですけれども、財産区の管理する総務としては、 どのような損害賠償が生じているというふうに お考えですか。

# 丸山高廣委員長

担当。

## 高井 悟総務部財政グループ課長

ここで言う損害賠償というのは、本来、財産 区で経理をしたときに、一般会計に組み入れる べき金額のほう、これが本来損害を与えている というふうに認識されている監査の結果でござ いますので、そのように認識しております。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

損害賠償について答えていただきました。

あわせて2番に入っていきますけれども、今、「適正な使用許可手続がなされるまで岩室財産 区損害が生じるため」、先ほど言った損害のこ とだと思うんですが、「速やかに岩室財産区特 別会計を一般会計の収入として経理できるよう 必要な措置を講じられたい」とあります。ここ について、1番ができないことには2番ができ ないと思うんですけれども、1番の損害賠償等 も含めて不法占有状態の解消を図るということ が大事なんですが、ここについてのスケジュー ル感みたいなものはどんなふうにお考えですか。

### 丸山高廣委員長

担当。

#### 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

今後の手続、全体的なことになるのかなと思っております。

まず、先ほど総務のほうから、財産区の管理 者からメルシーに指導文書が行った後、管理組 織の立ち上げの支援と、あとは協定書の再締結、 あとは使用許可の手続、あとは補正予算の手続 等を予定しておりまして、まず、協定書の再締結については、夏ぐらいにやっていただくようなスケジュール感になるのかなというふうに考えております。

その前に岩室財産区という管理組織の立ち上 げの支援を行わなければいけないので、そのあ たりを夏の間に整えさせていただいた後、使用 許可の手続を行って、秋の補正予算の決議をい ただけるような準備を考えております。

最終的には、12月の議会のほうで特別会計の 補正予算の計上になっていくのかなというスケ ジュール感を今考えております。こちらについ ては、市のほうの立場としてのスケジュール感 を示させていただいております。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

今、話の中で、協定書と使用許可についての話もありました。協定の見直しということが出てきたんですけれども、現在の協定の前に、契約の形が地区水利組合とメルシーとの契約になっていますね。これを、正しくはメルシーと財産区とでするべきやというふうに監査が出ているんですけれども、このことについてと今の協定、あるいはその使用許可という話と、もう少しリンクさせた説明をいただけますか。

# 丸山高廣委員長

担当。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

協定書というところでいきますと、財産区と メルシーという間柄になっておりまして、使用 許可につきましては、大鳥池と同様に、メルシ ーから市の財産区管理者のほうに行政財産使用 許可の申請という形を考えております。

以上です。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

今、あるべき姿をお話ししていただきました。 契約の形、協定の形も含めてしていただきました。 た。

昨年度、実際に150万円のお金が流れてしまったことで住民監査請求、損害が生じたということでさせてもらったんですけれども。実際の流れと本来あるべきお金の流れは、今、協定の話をしてもらったのでイメージできたかと思うんですけれども、財産区財産の特別会計については12月に提案していきたいというふうな話が出ましたが、実際に、それに向けた行動は、副市長、実際に地区との協議等もう既に始めておられるんですか。

## 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

まず、5月31日に住民監査請求の結果が出た というのは総合行政委員会から伺いまして、ま たその書類もいただきました。

私は、まず区長のほうに、実際は答弁調整会 議後の夜だったんですけれども、6月7日にな ります。その夜に、住民監査請求のどのような 形が書いてあるかということとあわせまして、 どのようにそれが見られるのかという、その段 階ではもうホームページのことをお知らせさせ ていただいて、まずは地区役員全員でその情報 といいますか、監査結果報告の内容を見ていた だきたいということで、その夜にお願いいたし ました。

それで、翌日、8日の朝、私、勤務中だったと思うんですが、区長のほうから、きのうもらった情報については、全員にまず市のホームページを見るようにということで連絡をしたという返事をいただいております。そのときに、私のほうから、今後、当然、12月末までという期限が切られていますので、市としてどのような

動きをとるかといったこともあって、後ほどまた説明をさせていただくので、まずは結果内容を十分に読み解いていただきたいということを再度そのときにお願いをした、今はそういう状況でございます。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

監査の措置の期限はことしの12月末日までとなっていますが、それにあわせようとすると、それ以前に期限が決まっている手続等はございませんか。メルシーと地区かもしれませんが、そういったことの確認はされていますか。

### 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

ちょっとその辺の話し合いの一部が漏れてしましましたが、基本的には、現在は民民契約になっているということを区長は常々おっしゃるんですが、つまり、メルシーと池之原地区、そして水利組合ということで民民契約だということなので、当然、メルシーのほうからそういう申し入れを受けて協議に入るのかなという確認はされました。今の段階ではそういうところでございます。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

メルシーの話が出てきました。メルシーと地区との契約については民民の話ですからということでありましたが、その民民の話について、きちんと指導をしなさいということじゃないのですか。

## 丸山高廣委員長

副市長。

#### 髙林正啓副市長

そういうことで、まずは、先ほどそれぞれ担

当部署のほうから申し上げましたように、メルシーへの措置指導を文書でもって行うということを申し上げましたように、まずは文書で行って、それに対して回答をいただく。その回答によってまた動くということになりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

文書の話が出ましたけれども、文書は今月中 ぐらいにはもうメルシーに届けるようなイメー ジでよろしいんですか。どのような日程で文書 を通知するような段取りになっていますか。

### 丸山高廣委員長

担当。

# 竹谷好弘総務部長

文書については、今現在、文案について作成 をしておりますので、目途としましたら、今月 中に出せればという予定で進めております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

ちょっと力の弱い、今月中にできればと。今 月中というか、本当は今週中にしてほしいぐら いのところなんです。というのは、社長、確認 しますけれども、池之原の地区とメルシーの契 約は6月末までにしなきゃいけないことがあり ますよね、確認できていますか。

### 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

年2期、前期、後期に分けて支払う交付金の 期日が6月末であります。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

認識されているのでありがたいんですが、こ

れ、支払いするつもりですか。

### 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

今回の監査結果の内容を見ましても、メルシーと地区会並びに水利組合と契約しているこの契約自体は有効であるというような内容が書かれておりましたので、この契約に基づいて、現時点では執行する予定にしています。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

財産区の担当の総務はそれで確認、よろしいですか。

## 丸山高廣委員長

担当。

### 竹谷好弘総務部長

市の立場からいいますと、現在、財産区については不法占有状態ということですので、市の立場からすると、その状況について速やかに是正、正常化ということについてメルシーについては指導していくというふうな立場でございますが、今社長のほうでご答弁していただいていますように、協定がございますので、それに基づいて支出されるということと正常化ということは、ちょっと並行して進んでいくのかなということを認識しております。

以上です。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

財産区の目線から見れば、正常でないこの契約が、メルシーと地区とでは正常な、正当なものです。これ、正当なものは確かやと思います、組んでいる相手方同士であれば。

でも、その相手方が間違っているのではないかということが、この監査で指摘されているん

じゃないんですか。この辺はどうお考えですか。 相手方は間違っているんじゃないんですか。

## 丸山高廣委員長

担当。

#### 竹谷好弘総務部長

ですので、市の立場からしますと、今は間違っている状況であるということですから、それを是正してくださいというスタンスになるのかなと考えております。

以上です。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

だから、正常化委員会の答えもそうですし、 正常化ということはそういうことなのでしょう。 なのに、なぜそれに逆らった、反した行動をと ろうとされているんですか。あと1週間しかな いんですよ。これを支払うことで、何か不都合 なことが生じませんか。さらに損害額が増える んじゃないんですか。損害額が増えるような気 がするんですけれども、私の感覚は間違ってい ますか。担当、わかりますか。

#### 丸山高廣委員長

担当。

## 高井 悟総務部財政グループ課長

その認識で間違いないと思います。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

今、既に150万円が支払われて、その3分の1の金額の50万円が少なくとも損害として存在しています。直ちに正さなきゃなりませんというふうに監査が出ているわけです。なのに、さらにそこに上乗せをする損害を生じさせることは正しいことなのですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

市長という立場でお答えいたします。

今回監査結果に基づいて、市としての立場でこれをどう正常化していくかという中で、当然、今回の監査結果以前からも議会の皆さんからご指摘があったように、本来であれば要綱がございましたので、その財産区財産の適用に合わせた形で本来は契約すべきということで指摘を受けてきました。

その流れでこれまでも対応してまいりましたけれども、現時点におきましては、当然、それを正常化に向けて動いている中で、今、井上委員ご指摘のように、このお金を実際支払うことで損害額は増えるというご質問ですけれども、間違いなく一旦は増える形になりますが、今後、それをどのように清算していくかということも踏まえた中で、正常化に向けた取り組みをしていきたいというふうに考えています。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

物すごくおもしろい答えをいただいたんですけれども。今、目の前の信号は赤信号です。間違いなく赤信号なんですけれども渡ります。そう答えたように聞こえるんですけれども、私の認識は違っていますか。

# 丸山高廣委員長

市長。

### 古川照人市長

今の例えが言ったことと同じかどうかちょっとわかりませんが、正常化に向けて動き出すために、当然、市としての立場とメルシーと地元関係者との契約の中身と、当然並行して考えなければいけない中での対応策ということでございます。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

支払いが行われてしまうと、この契約の相手 先を間違った契約のまま、財産区じゃないまま 進めてしまうことは、管理者として、市として、 非常に困る事態が起こるわけです。監査請求さ れて、措置しなさいということに反することを させるわけです。市としてそれをしてはいけま せん、それはやってもらったら困りますという 指導は、メルシーに対してされないのですか。 一旦とめ置いてもらえませんか、そういう協議 をしてもらえませんかということは、市からメ ルシーに対して指導されましたか、相談されま したか、協議されましたか。

### 丸山高廣委員長

市長。

# 古川照人市長

直接、メルシーと今後どのような形で地元の 関係者の方々に話ししていくかという具体なと ころまではまだいっておりませんが、当然、メ ルシーだけで解決できる話でもありませんし、 市と歩調を合わせて問題解決していきたいとい うふうに考えています。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

今力強い、市と歩調を合わせてと言っていただきました。市の考えは、これは間違っているから正してもらいたいのが歩調です。メルシーは合わせてもらえますか。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

当然、地元の関係団体もおりますので、最終 的にそのような話でまとまれば、今、井上委員 ご指摘のような形に持っていけるかと思います。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

いやいや、29日がもう入金の期日なのでしょう。もともとの契約、半期分ということになれば。それを少し待ってもらえませんか、相手先を変えなきゃならないんですけれどもという話をするのですか、しないのですか。それをしないまま、これは入金をされるのですか。した上で入金をするのですか。どのようなことが、地元があることはわかるんですけれども、どのように地元を使われているんですか。便利遣いしていませんか、言葉の上で。

# 丸山高廣委員長

市長、損害が発生するけれども払うと言われているんですよ、わかっているのに。それで、市としての見解としては、そういう状況を正常化しないといけないと言っているんです。それでも払うと言っているんです。それが正しいんですかということをずっと聞かれているんです。いかがですか。

市長。

#### 古川照人市長

確かに、支払いの部分だけを見たときに、それで、まあ言うたら損害額が大きくなるんではないかというご指摘はもうそのとおりだと思います。

ただ、それはあくまでもメルシーと関係団体 との契約が有効である以上、それに当然従った 支払いというのは行われるべきだというふうに 考えています。

ただ、一方で、市としては、財産区財産という扱いで今後処理していかなければなりませんので、同時並行でその対応をしていきたいということであります。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

メルシーと地区の契約は有効で、もちろんそ

れは有効です。それは別に否定するものではあ りません、有効です。

じゃ確認しますけれども、この契約が正当なもので、有効かどうかはおいておいて、有効なことはいいんですけれども、正当なものかと考えたときに、財産区の考え方では正当ではありませんなんですよね。でも、社長の立場としては、これは民民の契約だから有効だし、正当なものだという考えですよね。そういう認識でよろしいですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

はい、その認識です。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

それでしたら、それは民民の契約で有効でおいておいてください。おいておけばいいでしょう。別に新たに財産区との契約を結ぶ予定はありますか。

# 丸山高廣委員長

いいですか、市長。

今、地区水利組合とメルシーと協定を結んで 150万円をお支払いしていただいている。それ はそれで、認めるんだったらそれはおいておき ましょうと、それでやっていたらいいじゃない ですかと。

もう一方で、財産区との契約がないから、新たに財産区とメルシーが契約するんですかという、2つの契約を行うんですかという質問だと思うんですけれども、いかがですか。

社長。

## 古川照人市長

同時に2つが成り立つことはあり得ません。 ですので、話がまとまった時点で、最終的には 今の契約がメルシーと財産区との契約に切りか わるということになるということです。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

いや、あり得ないことはないんじゃないんで すか。メルシーと地区との契約は農業振興交付 金の契約をされたわけ。おいておいたらいいじ ゃないですか。財産区とメルシーとで新たに使 用料の契約を結べば、それでいいんじゃないん ですか。

財産の不法占拠がいけないんですから、不法でないように、合法になるように、きちんと使用料として算出した金額、今出ている150万円という金額になるかと思うんですが、これをベースに考えた財産区とメルシーとの契約は別にあっても何も問題はないんじゃないんですか。そこをお答えもらえますか。

### 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

社長という立場でいいですか。

あくまでもメルシーとしては、今は水利組合、またその地区会との契約が有効であるという中で動いていますが、いわゆる市の方針としては、やっぱり本来から言われていました財産区財産と位置づけの中で財産区管理会を設けて、そことの契約をすべきだというふうに指導を受けていますので、正常化といわれるものとしては、メルシーとしてはその形が正常化だというふうに思っています。

#### 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

助け船を出したつもりでおったんですけれど も、あり得ないと否定されてしまいましたので。 (「あり得ないことないねん」の声あ り) でもあり得ないとしたのですから、あり得ないということになってしまっているので、あり得ないのであれば、支払ってはいけませんよ。この契約を巻き返すことはできないまま支払うなんてことは、この契約が有効と認めているじゃないですか。それはしたらいけないでしょう。あり得ないとわかっているんだったら、それはしてはいけません。してはいけないことだと、どう考えてもそうとしかとれない。

僕は、あり得るから払うんだという判断をしてはるんだったら、社長として地区との契約も守るし、新たに財産区との契約も守るし、会社の経営はより厳しくなるけれども、そこは腹をくくってしますというそういう姿勢を示されたのかなと思ったんですけれども、それがあり得ないと言われた以上、この支払いはすべきでないと考えますけれども、お考えは変わりませんか。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

井上委員おっしゃることも理解はできますが、 最終的な、本来あるべき姿という形の中で、本 来のどういうあり方が正常化なのかというよう な考えたときに、当然、道中、そこへ行く過程 において、いろいろと対応があるかと思います が、最終的には、市が考えている財産区財産と いう位置づけの中でメルシーと契約するという のが本来のあり方だというふうに思っておりま すので、それに向けた正常化をしていきたいと いうふうに考えています。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

全然届かないんですよ、響かないというんか な。

地区に対して、その説明をしていないまま支

払うわけでしょう。説明されていませんやん。 このホームページから見られますからしか、副 市長は報告されていないんでしょう。この読み 方をすると、これは支払ってはいけないことに なっている。この契約は間違っているから、一 旦破棄しなあかん状況になっていますねんとい う説明はしていますか、していませんか。副市 長、お答えください。

# 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

そこまでの細かい話はしておりません。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

細かくないですよ、今の。大きなことですけれども、もう一度確認しますけれども、地区に何も話をされていないという認識になりますが、それでよろしいですか、副市長。

# 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

細かいというのは失礼いたしました。

あくまでも、まず、監査結果が住民監査請求 に基づく結果が出たということをまずご理解い ただいた上で見てほしいということを申し上げ ました。

そこで、今後、特別会計の話になった段階で、 既に入っているお金の件についても協議に入る 可能性がありますのでご理解くださいと、それ はお伝えしました。

ただ、これはあくまでもメルシーとの協議になりますので、市としては、当然、特別会計に入れるべきだというふうにスタンスがありますから、そこはご理解くださいということは電話の中では申し添えました。

以上でございます。

## 丸山高廣委員長

小原委員。

# 小原一浩委員

関連だと思うんですけれども。

これ、債権なんですよ。債権の二重契約はあり得ますよ。ちょっと法律に詳しい人。物件はかなり制限されるけれども、債権の二重契約はあると。

片一方に損害を与えたら、損害賠償はこっち 側じゃなしに、両方契約した相手方、例えば、 市とメルシーに損害賠償を請求できるけれども、 調べてくださいよ。債権は、二重契約はあり得 るんですよ。その辺をやりとりしているけれど も、時間が押しているのに、私のあれからいう ともったいない、時間。

(「大事な話ですよ」の声あり)

こっち側はそういうように主張しているけれども、いや、二重契約はあり得ないとかいって言うているわけですよ、それをいろいろ。ちょっと弁護士はおらんのかいな、下に。よう考えてみいや。債権はあり得るよ。

(「あり得るよ」の声あり)

債権の二重契約はあると。これは損害賠償し か請求できへんねん、こっち側に対して。

## 丸山高廣委員長

住民監査請求の結果が出た段階で、社長もご 認識が余り変わっていないですし、副市長もホームページ見てくださいとか、そういう状況な ので、小原委員が言われるようなレベルのもの は今ないんですよ。残念なんですけれども。

#### 小原一浩委員

だから、ちょっと弁護士、きょうは出ていた ら聞いてきてや。債権の二重契約はあり得るよ。 だから契約したらいいねん、先。

# 丸山高廣委員長

ちょっと待ってください。 担当。

# 塚本浩二総務部法務・契約グループ課長

すみません。債権の二重契約はあるかどうか というのは存じておりません。

先ほど、委員おっしゃった、弁護士にお聞き ということなんですけれども、本日、出勤日に なっておりませんので不在でございますので、 その辺はまた弁護士等に確認して、また後日報 告する……

# 小原一浩委員

確認してもうたらええけれども、それを永遠 にやっていたら時間もったいないと。

## 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

この住民監査請求の結果は、もちろん市長としても、社長としても、これははっきりと認識はしていただいているんですか。まず、そのことを確認させてください。

# 丸山高廣委員長

市長。

### 古川照人市長

認識をしています。

#### 丸山高廣委員長

北村委員。

## 北村栄司委員

認識していたら、市の立場からしても、これ は是正をするべきやと市長に勧告されています、 しなさいと、きちんとね。

その上で、先ほど副市長が、もし是正がスムーズにいかない場合は住民訴訟がされるだろうということをおっしゃっているんですけれども、住民訴訟を起こされた結果どうなるか、結論は想定していますか。想定、その結論。わかりませんか。

# 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

基本的には、市の損害に対してメルシーから 損害の分が出てきますので、それを支払いなさ いというようなことを想定しております。要す るに、損害額を支払いなさいという。

# 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

要するに、住民訴訟が起こされたら、住民が 勝訴するという結論ということですね。

## 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

そういうことですね。勝訴があって、私が今 申し上げました損害額を弁償して……

(「市としては敗訴やね」の声あり)

市としては敗訴です。そうですね。住民側の 訴訟サイドが勝訴した場合は、当然、市として、 先ほど申し上げました損害額に対処していくと いうことになるというふうに考えております。

# 丸山高廣委員長

北村委員。

# 北村栄司委員

だから、そこまで誰が考えてもわかる話で、これ、住民訴訟が起こされれば、住民が勝って市が敗訴すると、それについての損害賠償はきちんとしなければならないと。責任はどこになるのかというのは、これは市の責任も問われるでしょう、わかっていて。

もちろんメルシーは、住民との間での契約を 結んでいるわけで、メルシーの社長も市長と同 じ人物ですから、住民からいえば、メルシーに 対しても損害賠償を当然求められる。だけど、 市も市長として本来は対応しておかなくてはな らないわけで、市も住民に対して非常に迷惑を かけたという二重の意味で住民は請求というか、 それに対する損害賠償は訴えられる可能性はあ るんと違うのかな。 だから、その点、市長としてこの監査結果をよくわかっていると、市長としてもわかっているということであれば、どういうふうにあと対応していくのかというのは、おのずから早急に市の中で庁議を行って、対応を即、弁護士とも相談をかけて行うという作業にもう入っておかなくてはならないというふうに思うんですけれども、まだ余り細かいところまでやっていませんという話で、細かい話ではないんですけれども。

私が思うのは、監査結果がわかっておれば、 契約を結んだメルシーと地元の間、ここについ て、メルシーからこの契約は間違っていますと いうことをメルシーからすぐに言う必要がある んじゃないですか、住民には。間違っていたん ですと、市からも指摘されていますし、住民監 査請求の結果もはっきりしていますと、契約を 結んだ当事者が、まずメルシーの社長として住 民にそのことを伝えると。

当然、市は、市としてメルシーを指導し、地元の住民にも、市民ですから市からも話をすると、2つの方向からそれは地元にかかわっていく必要があるというふうに思うんです。

それで、多分、市長自身は、監査の結果はこの12月までにちゃんとしなさいということなので、まだ何となく時間があるんかなというふうな、ちょっとのんびり構えているような感じしか私は受けないんですけれども、そんなのんびりしていたらだめですよ。即取りかかる。もう9月には結論を出すぐらいにしておかないと、気持ちの上では、実際の作業そのものも。

今の話を聞いていたら、そんなの、監査の結果をどれだけ重く受けとめているのかということが全く伝わってきませんので、この点はちょっと、こんなことぐらいちゃんとできんかったら、それはもうどうしようもないです。

副市長自身は、多分もっときちんとそこは市

長にも言わなあかんです。副市長自身ももっと動くことも含めて、地元のことやし。そんなこともやってもらわないと、もう時間だけが延びてしまうというふうに私は思います。意見にしておくけれども。

# 丸山高廣委員長

市長。

# 古川照人市長

今、北村委員からご指摘いただきました。

本当に、この監査結果については、真摯に受けとめている中で、当然、市として正常化に向けて動かないといけないということは認識をしています。

先ほど、担当者からも話がありましたように、まずは話し合いに向けて、当然、今、市としてできる準備を今進めてもらっています。準備の中で、メルシーと話をしながら、今後、地元関係者との話し合いをどう進めていくかというようなことも内部で検討していただいていますので、それを早急に実際の動きとして示していけるように努めてまいりたいと思います。

# 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

それはお願いしますね。

それで、きょうはこれ、魅力発信の特別委員がやられるということは、市長としても、社長としても、非常に重要な会議だというのは認識されていますか。

(「していないわ」の声あり)

#### 丸山高廣委員長

市長。

### 古川照人市長

認識しています。

# 丸山高廣委員長

北村委員。

# 北村栄司委員

認識されているということなんですけれども、 そしたらメルシーの社員は、きょう、傍聴に来 ていますか。

# 丸山高廣委員長

社長。

## 古川照人市長

ちょっと、今現在しているかどうかわかりませんが、毎回、私から報告するときもあれば、 実際、傍聴しているときもあります。

## 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

社長から社員に、きょうは重要な特別委員会 がやられるということだから傍聴には来なさい というふうに指示はされたんですか。

### 丸山高廣委員長

社長。

### 古川照人市長

社長としては特にしておりません。

# 丸山高廣委員長

北村委員。

# 北村栄司委員

だから、これ、やっぱりメルシーの社長として、この特別委員会なりの重要性というのを認識していないと言わざるを得ないんです。監査に基づいて、6月議会に向けてかなりのスピードで是正できるようにしていこうという表明もされていた。そういう中で、きょうは開かれている特別委員会ですから。

だから、さっきの午前中の論議にしても、実際にメルシーの社員がかかわらないとできないことはいっぱいあるわけです。社長自身がわからないところがいっぱいあるわけですから。だから、そういう点では、当然、社員の人はこの論議をちゃんと聞いてもらっていて、メルシーとしてやるべきことはどういうところがあるのかちゃんと認識をしてもらって、メルシーとし

てもちゃんと考えてもらわないと、前へ行かない話だと思うんです。

だから、そういう点も含めて、会社としての 実態がもう本当にないと。そんな中でこのメルシーが運営されてきているか、そして、今こんな重大な事態になっているにもかかわらず、市長の認識も、メルシーの社長としての認識も、非常に弱いものになっているというふうに言わざるを得ない。もうちょっと考えていく必要があると思いますけれども。意見にしておきます。

## 丸山高廣委員長

小原委員。

# 小原一浩委員

関連しての意見みたいになるんですけれども、 先ほどから言うているように、監査請求の趣旨 を理解して12月末までにやるとか。しかし、実際は6月末までには今の契約に基づいて送金を そっち側のほうにすると。場合によっては、損害賠償に対して、住民監査請求に基づいて住民 訴訟までやるとか、いろいろ話をやっていますけれども、えらい難しい話になっているけれども、えらい難しい話になっているけれども、簡単なんですよ。基本的には、こっち側の水利組合とやっていた契約が、ちょっとこっち側の要綱があってこっち側とやらなあかんねんと、それだけの話なんですよ。それを何か難しい難しいことを言うて、わあとやっていますけれども。

だから、これ、二重契約がどうやとか債権にはそうあるんですが、こっち側でやっていたと。 実はこれは間違うてましたんや、これ規則によってこっち側とやらないかんかったんですわで済む話やと思うんですが、何か難しい話になっているで。

だからここが、こっち側でやったのが、実は、 総務部長かなんかから、こういう規則があるか ら財産区財産と契約せんなあきませんよという ような意見まで出ていたと思うんですが、それ を無視してやったという問題はあるんですが、 実際に、ある程度わかった人だったら、水利組 合の人でも、いや実はこんなんがあったんやか ら間違うてましたんやと。これをないようにし ますと言えば、向こうは、そんな絶対金も払い 戻せへんしと言うているかどうかの問題やけれ ども、そんな難しい問題かという気は私はして います。

だから、ある程度理解し合ったら、そんな住 民訴訟やどうやというようなことまでならへん やろと。それを早うやらないかん、12月末まで に期限はそうですよというのは、やっぱりいろ いろ消滅時効の問題とかがあるからですけれど も、問題がそんな難しい問題やないから、話し に行って、これ間違うていたからこっち側とや りまっせと、それで済みまへんのかいなという 気はするんです。

### 丸山高廣委員長

鳥山委員。

# 鳥山 健委員

副市長にちょっと今のお考えをお聞きしたいんですけれども、先ほど来、井上委員のほうから、濁り池の財産区での住民監査の結果を受けてどうしているんだという問いかけがありました。でも、この問題については、12月議会でも、井上委員でしたか、ちょっとありまして、3月の予算委員会までには間に合わせたいということを副市長は答えられているんです。

そのためには、議員のほぼ皆さんの認識は、これまで副市長が池之原地区で説明されたことが間違っていたと、それを修正しなければならいということで、やはりおわびをして、元へ戻してやらなければならないということの認識だったと思うんですけれども。

今、きょう、お話を聞いていましたら、住民 監査を受けてのことに対しても、6月7日の夜 に、電話で地区長にホームページを見てほしい とか、翌日に、その地区長から全役員にそのホームページを見るようにしましたよとか、それでは全然約束が一つも行動として果たされていないのではないかと。そういう取り組みであると、今後やりますと言われても、私たち議員としては、そうだという信頼ができないんです。そういう面でもう一度、副市長のお考えというものを再度お聞きしたいんですけれども、よろしくお願いします。

# 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

平成29年6月1日にも総務部と当時のグリーン水素シティ事業推進室に出向きまして、協定の見直しを財産区の観点から協議をさせてもらいまして、基本的には、そのときにくどく地区として、また水利組合としておっしゃったのは、そもそも工事をやる前から話し合いの中で、水面利用なので財産区としての要は要綱適用はないんだと、だから、これでいけますのでご協力くださいと、それの当初の説明をし、地区としては信じてやってきたと。

6月1日に、そんなの今さらそういうことを言ってもらっても、もう工事も終わって発電もして、それよりもそのためのもともと工事を入る前から契約を結んで、いつごろ使用料とかも要はくれるんだという話をしたにもかかわらず、いまだに入っていないんだというようなことで、それがもう常に、今も現在も続いている状況でございます。ですから、まだ財産区財産の管理運営組織を立ち上げる機運まではまだいっておらないのが現状です。

ただ、それは、市の立場としては、何ぼ地元のものであっても、やっぱり市の副市長としては、当然その辺をご理解いただいて何とか設立に向けて動いていただけませんかと、こちらも当然担当と連携しながらバックアップしますの

でよろしくお願いしたいと。これはもう電話だけではなしに会うたびに、地元ですので言っております。

ただ、それはあくまでも言った回答が、まだ 今のところ、役員としても、また前の役員とし ても、当初の話のままのことでしか理解できへ んということで、監査結果も見ているけれども、 今のところまだ、そこまで地区としては準備が 整っている状況ではないということで、当然、 私なりにもおわびも、そのとき会うたびに申し 訳ございませんということはお伝えさせていた だいておりますけれども、まだ制度は理解でき てもそもそも論が理解できないというところが どうも乖離がございまして、そこをまだ説得し 切れていないというのは私の力不足かもしれま せん。

以上でございます。

### 丸山高廣委員長

鳥山委員。

# 鳥山 健委員

今のご答弁でしたら、その都度、お願いはしているんだということなんですけれども。その都度お願いしている形なんですけれども、例えば、立ち話で会ったときにお願いします、申し訳ございませんでしたということをやっているのか、きちっとやはり三顧の礼といったらおかしいですけれども、きちっと形をつくってお願いに上がり、おわびし新しい方策を話し合うというような、そういうふうなことはこれまでどのようにされましたかということをちょっとお聞きしたいと思います。

## 丸山高廣委員長

副市長。

#### 髙林正啓副市長

全役員が集まった場では行っておりません。 一部役員に集まっていただいて話はしたことは ございます、会館の中で。そういう状況でござ います。

# 丸山高廣委員長

鳥山委員。

## 鳥山 健委員

それは、いつですか。いつといつといつです か。

### 丸山高廣委員長

副市長。

#### 髙林正啓副市長

今の記憶ではことしの2月ごろだったと思います。一度、役員さんをお2人に集まっていただいてやりました。

### 丸山高廣委員長

副市長を入れて2人ですか。

## 髙林正啓副市長

いや3人。

そのときに、全部集めてもいいんやけれども、 基本的には、今さらという表現を皆しておると。 だから、まずは2人で副市長と会うて話を聞き たい、あるいは話をしたいというような、向こ うからの逆に要請でございましたので、そうい う状況をとっております。

#### 丸山高廣委員長

それはどなたですか、立場的にはどんな立場。

## 髙林正啓副市長

地区の役員さんです。2人。

## 丸山高廣委員長

地区長とかじゃなくて。

#### 髙林正啓副市長

地区長1人です。あと、その他の役員です。 水利組合ではありません。

## 丸山高廣委員長

地区の地区長と役員。

## 髙林正啓副市長

はい。

#### 丸山高廣委員長

鳥山委員。

## 鳥山 健委員

3月の予算までに間に合わせたいと、2月ごろ、日はわからないけれども、地区の役員さん2人と話をしたという、これだけしか今ご答弁いただけませんでした。今、6月のきょうはもう21日です。先ほど来、使用料の支払いが6月末に迫っているという中で、今そういうご答弁でございますので。

副市長は、事あるごとに事務方のトップであるということを答弁の中でずっと使っておられるんですね。もちろんメルシーを指導していただきたいわけですけれども、その副市長が、やはりもうちょっと本腰を入れてきちっと地区のほうにもおわびをし、やはり説明をし、先ほど、僕、井上委員のお話というのは、多分、債権の二重債権、その話になったみたいですけれども、一定助け船を出されているような話で聞いておりました。

いろんなことが話し合いの中で形をつくりながら話をしていくと、要するに協議をするわけですから、一定メルシーにも正式なやり方とプラスアルファのことも考えてほしいといった依頼も、もしかしたらせんなあかんのかもしれないんです。でも、今聞いていると、話し合いにすら行っていないと、お願いに行っていないと。

ちなみに、4月1日の日に地区の総会が池之原で開かれてこの席上で、今現状こうですよという話が地区の皆さんにされているんですね。その3日後でしたか、4月4日、住民監査が書類として上げられたというふうな流れになっているんです。

やはり、本当にお願いですから、副市長、本 当に本腰を入れて、このことについてよろしく 動いてくださるようにお願いしておきたいと思 います。

## 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

市当局としても、メルシーとしても、これは 事の正常化はしなくてはならないと。監査の指摘されている内容について、当然のことと受け とめているということですよね。そしたら、住 民監査請求そのものが5月31日に出たというこ とで、6月議会もあって、それで準備がまだな かなか整っていないというふうに、非常にそう いうふうなことはこちらとしても理解をして、 私自身もその点は理解しましょう。

今後、即座にこれを正常化するための行動を起こす必要がある。これは、市当局もそうやし、メルシーもそうなんです。だから、これはトップが、当然市長はどちらのトップでもあるわけですから、当然トップがまず行って、メルシーとして契約を結んだ内容について、自分も市長の立場で、当然わかっている範囲ですよ、言うたら。財産区財産の関係とかわかっている立場にある人ですから、そのことをわかっておきながら水面利用だけでいけるというふうな話をしてしまったと、そのことについてやっぱり間違っていましたと。これはちゃんと正式に謝る必要がありますよ、契約を結んだ本人として。

だから、これは担当が当然ついて行ったらいいと思います。市の立場からはついて行ったらいいと思いますけれども、市長が、またメルシーの社長が直接出向かないと、事は前へ進まないです。

だから、これ、議会が終わったら即座に、今からそういう準備を地区の役員さん全てに案内をすぐ出して、市からでも、合同でもいいかな、それは。ちゃんと出して、何月何日に、ちゃんとした監査に基づいた結果をもう一度、メルシーの社長としても、市のトップとしても、ちゃんと皆さんに伝えたいと、非常にまずかったということをきちんと謝って、それで協力してほしいと、是正する必要があるんだということを

まずやってください。それをやらないと前へ行かないんじゃないんですか。

担当かって困るでしょう、これ。今のままで 担当が出ていく、副市長の段階で出ていくといっても、メルシーとばらばらでは。違いますか。 ちょっと担当、どうせ窓口になるのは担当なので、一回、やりやすいようにそこは考えてください。

# 丸山高廣委員長

担当。

#### 竹谷好弘総務部長

今、北村委員のご指摘ですけれども、当然、 我々も担当部署といたしまして、市長と副市長、 認識をともにしておりまして、この事案につい ては対応していくということは、方向性として は一致しております。

今回、監査結果で12月末という期限がございますので、当然、12月末までに向けて正常化するようなスケジュールということで、担当ではつくっております。それから逆算いたしますと、今までもお話ししていただいておりますように、協定の見直しのタイミングとか、それから使用許可、補正予算、先ほど話があったと思いますけれども、その辺のスケジュール感も組んでおります。

今、北村委員のお話に出ております市長が直接行って謝罪ということについても、当然スケジュールの中に組み入れて、今段取りをしているところでございます。

副市長からもありましたように、正式にはまだ役員会等で諮っていただいているという状態ではございませんけれども、かなりこの事案、当初の取っかかりから非常にややこしい問題で進んでおりますので、正常化も非常に難航は予想されるというふうに、我々も担当としても実感しております。ですので、極力スムーズに行くように、地元と水面下での調整も必要なのか

というふうな動きもしておりまして、実際に、 お名前も日付もちょっと申し上げられませんけ れども接触はしております、その場づくりとい うことで。

ですので、6月に、先ほど言いました文書指導も終わりまして、7月に入りまして、市長、副市長、それと我々担当で現場へ行かせていただいてけじめをつけるというふうな話から、この事案に対処していきたいというふうに考えております。

以上です。

## 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

その流れが最初からわかっておれば、もう少しここの審議もスムーズにいったかなというふうにちょっと思いますので、スケジュールが一定そういうことがはっきりしていたら、市長自身もそういう認識があれば、最初から副市長もそういう認識があれば、最初からもうきちんとそういうスケジュールで、方向性はそういう方向で進めるようにしていますと言うべきじゃないかなと思うんですよ。

かなり審議がやっぱり、もっとスムーズに行くと思うんですわ、そういうことがきちんと意思表示されておれば。ということで、もうちょっと全体がうまくいくように、当局の中でちゃんと意思統一をして進めてほしいということに、委員長のほうからも言うておいてください。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

確認しますけれども、7月に現場でけじめを つけたいというふうに、当局はお話しされまし たけれども、社長は必ず同席される段取りでお られるんですか。日程調整等応じられるように されているんですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

当然、市からの要請があれば参りますし、メルシーの社長としては、いつでも行く準備はしております。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

もちろん7月に行くのを受けるし、それ以外 にも必要とあれば応じるという話でした。

であれば、この支払いはとめられますね。これ以上、市に損害を出させたらだめなんですよ。市役所の職員が悪者になるんですよ。それを追従するわけにはいかないじゃない、議会として。間違ったことを黙認するなんてことできませんよ。財産区としては取り扱いなさいよと書かれたことが出されて、そのことに従わないことをこう答弁されていて、しようがないななんて議会は言えませんよ。市の立場として、私たちも話をするんですからね。

あわせて、住民の立場からしても、住民まで 悪者になるんですよ、今度。もらったらあかん 金をもらったことになるんですから。本来ある べきでない契約にのっとってお金をもらってし まうということはあかんのと違いますか、そん なことをさせてしまったら。今まで渡したお金 も、すみませんでした、間違ったお金を渡して おりました、正させてくださいというふうにし なきゃならないじゃないですか。

7月に行けるんでしたら、6月の末の支払いをとめて、とめたこともあわせて謝罪されて、早急に対応されるべきですし、この損害は、会社としての損害であっては僕は許せますけれども、市としての損害額を増やすことは絶対許せない。

職員が今この音声を聞いていますけれども、

どんな思いで聞いているのか、やっと正常化されるというふうに、文書も恐らく報告書で出てくるんでしょうけれども、でも、社長が変わらないですよ、考え方が。全てメルシーという会社があることで、進むべきものも進まなくなっている。逆に言うならば、メルシーという会社があったことで、進めるべきでなかったことが進んじゃったんです。

これ、一番最初に、副市長があした契約に行きますと言うたときに、行ったらだめですとどれだけの議員が言いましたか。あす契約すべきではないですと、その日に言ったでしょう。副市長、覚えてはりませんか。

### 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

はっきりとまでは覚えておりません。そういう状況だったことは認識しております。

### 丸山高廣委員長

忘れています。

井上委員。

# 井上健太郎委員

あれだけ、結構厳しく意見を言っていたんだけれどもな、覚えてはらへんねんな。もう一遍、思い出してくださいね。行ったらだめですと、あのときに。この契約は間違っているから、後からややこしいことになるから、絶対、地区にも迷惑がかかるから行かないでくれという話をしましたよ。

それで、行っちゃった結果、こんなことになっているんですよ。正しなさいという結果が出てきて、それに従ってもらって、市として困りますと担当がこれだけ言うてはるのに、財産区の担当も言うてはるのに。市としてそれに従いますと、市長としてはそう答えているのに、社長としては支払いをします、民民の契約ですからと。もうその瞬間に正常化をとめちゃってい

るじゃないですか。

正常化への一歩を進むために、この金額の支 払いは一旦ストップをして、何でとまったんや ということの説明からきちんと地元に説明する ようにして、この支払いをすると、本来あるべ き契約でないお金の動きをもう一度つくってし まうことになるから、市としても大きな損害を 損じてしまうし、そのことは監査で指摘されて いるし、これ以上の損害を生じさせてはいかな い、増やすわけにはいかない、加えて、地区に もご迷惑をかけてしまう。言うたら共犯みたい なものになるわけですから。そんなことにして はいけないからとめましたと、申し訳ありませ んと。遅延損害金については会社として何とか 段取りしますから堪忍してくださいというふう に、会社として対応しなければならないのでは ないんですか。

市としての見解は、もう既に、担当からも、 市長の答えからも、正常化をするという答えを いただきました。そこに寄り添っていない、か み合っていないのが社長の答えなんです。社長 の姿勢をもう一度確認しますけれども、るる説 明してまいりました。支払うべきでないという 考えでありますが、社長の考えをもう一度お答 えください。

#### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

今、井上委員ご指摘のとおり、メルシーとして、当然地元の関係者の方々と協議しながら、 今のご指摘の中身を含めて検討してまいりたい と思います。

(「違うねん違うねん、委員長」の声あり)

# 丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

違いますよ。副市長のほうが答えられるのか

な。市長と社長と同じ立場でいうと、市長はと めないといけないと思うけれども、社長は払わ ないといけないと、何かおかしな話になるので。

副市長、これ支払いは、井上委員が言うように支払うべきものなのか、どうなんですか、それ。こういうおかしな状態で、今まで皆さん、この契約についてもおかしいと言っているわけですよ。どうですか、それ。とめるべきじゃないんですか。

副市長。

#### 髙林正啓副市長

その点について、地区長とも相談をさせていただいた経緯はございます。というのは、あくまでも2月26日の監査結果では、その契約の内容については問題はないということなので、当然、地区としてはこのままずっと振り込まれるという認識であるということと、それにあわせて、市としてそのとき言ったら、やっぱりあくまでも財産区財産の取り扱いを、つまり市のルールに基づく本来のやり方に準ずるときが来れば、当然その段階でさかのぼることも当然ありますよということをお伝えさせていただいております。今は、そういう状況でございます。

#### 丸山高廣委員長

違いますよ、それは過去の話。

#### 髙林正啓副市長

ええ。

#### 丸山高廣委員長

それじゃなくて、今、住民監査請求が出たわけですよ、5月31日に結果が。これについて今言われているわけでしょう、皆さん。最後にまた覆すんですか、それをばんと。何を聞いていたんですか。

副市長。

# 髙林正啓副市長

あくまでも今の契約そのものは成立している という前提のもとに、あくまでも財産区財産の 運営組織ができて、また、それに基づいて管理、 財産区財産の特別会計に、要は手続が進むとい う段階で、当然、昨年払っている150万円のう ちの3分の1がその中に入ると、まあ言えば、 さかのぼって入るという、そういう認識でござ います。

ですから、今とめるというのを社長としてお 答えされたように、あくまでも現時点での契約 が成立しているので、後日、清算行為に入ると いうものを協議の中でご理解いただくというの を求めていくしかないのかなと思っております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

もう一度確認します。

担当、最初どう答えはりましたか。財産区の 担当の答えと違います、今の。もう一度確認し ていいですか。

> (「総務部長、さっき答えてはるね」 の声あり)

## 丸山高廣委員長

さっき違うかったんですけれども……。 担当。

# 竹谷好弘総務部長

先ほど財政課長が答えておりますように、監査結果で出た内容について正常化するように、市として、それと財産区の管理者としては、メルシーに対して是正勧告、指導、それをしていくという立場でございます。

以上です。

## 丸山高廣委員長

もうちょっと違う答えやった。

(「ちょっとニュアンス変わったで」 の声あり)

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

これ、支払うと損害が増えますよねという確認もしましたよね。そういうことも含めて、この支払いはオーケーという感じなんですか。だめというふうなニュアンスで最初答えてはったと思うんですけれども、担当、違いますか。ちょっと今抜けてはるから、人がかわっちゃうので申し訳ないんですけれども。

# 丸山高廣委員長

担当。

### 竹谷好弘総務部長

損害額という点については、当然、支払い額の特別会計経理をしますと3分の1が市の損害額ということですから。6月は75万円の支払いという予定になっておりますので、その3分の1は入ってこないということで、それについては損害額になるということでございます。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

ちょっとかわっちゃったのであれなんですけれども。

わざわざ、また間違ったことを増やすことは してはならんでしょう。僕、それをずっと指摘 しているんですけれども。副市長は、それは構 わないということなんですか。民民の契約の話 ですから、それは仕方がない、やぶさかではな い。市としては、この損害を生じさせることは 黙認するという考え方でいいんですか。

### 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

最終的に、あくまでも今の契約が、本来市の ルールに基づく契約に変わった段階でさかのぼ って清算するということでございますので、そ の段階までに生じている損害額は、その段階で 市としては入ってくるというように私は理解を しております。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

全然速やかに対処するということと全く真逆 じゃないですか。また、時間稼ぎしようとして いるじゃないですか。12月末まであるから、一 旦この支払いしておいて、後から清算すればい いんだと、何、その先送り感。

# 丸山高廣委員長

副市長、これ、だめだとわかっていて支払う と、これはすごい罪ですよ。

## 井上健太郎委員

今、間違ったことを答えとしてはるんですけれども、いいんですか、本当に。

## 丸山高廣委員長

こんなおかしなことないんじゃないんですか。それをずっとおかしくないですと言うから、こんなやりとりが続くんです。これは損失はありますと言うているのに、でも払いますと、このおかしな答弁。そこをきっちり言えば、こんなことの繰り返しにならないですよ。

北委員。

#### 北 好雄委員

きょう、副市長と担当が違うことを言っているのかなというふうに見えるんですけれども、 その部分に関して、弁護士に聞きはったらどうですか。

#### 丸山高廣委員長

副市長。

## 髙林正啓副市長

その辺は法的な見地に求めたいと思います。 (「そんな段階かい」の声あり)

## 丸山高廣委員長

小原委員。

# 小原一浩委員

とにかくやりとりして、認める認めないになっていますけれども。

先ほど副市長の話やと、片一方の契約はできてからと言うけれども、明らかに違うんだから、本来は早く財産区財産と契約したらいいと思うんですよ、難しいことを言わんと。二重になっていたって構へん。

それと同時に、こっち側に今払うというか、 27日かこの6月末に払うというのを払うのはお かしい。払わなくて、何ぼ契約があるからとい うて、向こうの池之原地区から払えへんから払 えと言うて来るはずがないやん。

だから、総務部長もよく考えてほしいんやけれども、今明らかにこちらとは違う、こちらの契約をせんないかんということになっておるときに、こっち側に払ってもらったものはできるだけ速やかに返してもらうということはあれだけれども、またその上に払うということをしたらだめ。それは弁護士に相談とか関係ないねん。常識で考えなあかんねん。普通の一般常識で。これを、いや払う、これをやられると何回もあれだから、いい加減にしてほしいな。

#### 丸山高廣委員長

副市長、だから皆さん言うているわけですよ。 おかしなことしているんだから。普通に、一旦 休止するなり何なりしますと回答を求めている のに、しませんしませんと言うから、何でです か、おかしいでしょうというのを皆さん言って いるんですよ。何でこんなややこしくするんで すか。

(「それは、契約は最大だからと思っているからやろう」の声あり)

これじゃ進めませんよ、この話。住民監査請求の結果に対して無視しているじゃないですか、 市みずから。市長を中心に。

井上委員。

# 井上健太郎委員

住民監査請求するのを物すごく悩んだんです よ。結果、副市長が言われたとおり、最後、住 民訴訟になったら市が負けるからですよ。でも そのことをわからないから、わかってもらえな いから、なるわけですよ。

このメルシーに関しては、監査するのも、議会から最初話が出たときに、市長みずからするからということで折れてくれというふうな感じでしたでしょう。折れたじゃないですか、一旦待ってあげたんですよ。一旦猶予をあげたんです、議会としてはぎりぎりのところで。

結果が出て、継続審査になった分は全会一致ですよ、全員異議なく不認定ですよ。そんな結果を突きつけられていて、さらに住民監査請求も私はしましたけれども、私がしたんですわ。結果、市が負けるのわかっているのをしていると、こんな背徳行為はないです。僕自身もつらいですよ。だけど、正されないんだから。正常化します、正常化しますと言うて、一度もしたことがないんだから。だからやむを得ずですよ。

今の答弁を聞いていたら、6月末に支払われ た時点で、僕、住民訴訟を出しますよ。新たな ことをしていると、不服だと。不服申し立てを しますよ。12月末に措置しなさいと書いてある けれども、措置するどころか逆行しているじゃ ないですかということを、僕は逆にもう一度訴 訟しますよ。監査請求を出しますよ。出した当 人がここにいているんだ。出した当人が、ぎり ぎりのところを待って待って猶予をあげて、先 ほど鳥山委員からもフォローしてもらいました けれども、助け船でこういうふうな手だてをす ればぎりぎり何とか市としても間違いがなく、 メルシーとしての会社としての支出は膨らむか もしれないけれども、地区に対しても誠意を持 った態度がとれるじゃないですかということを、 2つの契約は別ですねと確認したんですよ。

であれば、別の契約をすればいいじゃないですか。地区も困らない。市としても損害が増えない。会社の経営はしんどくなる。だけとそれ

は社長、自分がかぶればいいじゃないですか、 社長なんですから。そのための社長でしょう。 そこを言っているんですよ。市にこれ以上迷惑 かけないでくださいよ。

今の答弁で、副市長のあの答弁、失礼過ぎま すよ。副市長、顔を上げてくださいよ。

### 丸山高廣委員長

何を調べているんですか。

### 井上健太郎委員

あのね、僕、一生懸命、ほんま心を込めてしゃべっていますよ。魂でこのことにぶつかっているんだわ。魂で答えてくれよ。何、この誠意のない態度は。

担当だって、どんな思いをして答えているんですか。市としての立場ぎりぎりのところで答えているじゃないですか。市長が社長だから、言い過ぎたら困るじゃないですか。そのことに対してぎりぎりのところで配慮しながら、答えを一生懸命絞り出して、こうやって正してほしいという答えを言っているんでしょう。何でそれを副市長、あなたのところでとめちゃうんですか。どういうことなんですか。何が事務方のトップなんですか。ちょっとこれ、ひど過ぎまっせ。

もう会社が悪いところが一番あるん違いますか。先ほども会社が必要なのかという話がありましたけれども、ここまで足引っ張るんだったら、もう全く要らないですよ。経営状況も悪いですし。そんなことは考えなきゃいけない。

元に戻しますけれども、告発の話が朝の最後にありました。会社の口座なのに未把握、把握できていない口座が別につくられていた時点で、もう告発の対象でっせ。告発すべき内容ですよ。検討してとか言っている場合じゃないじゃないですか。いろんなことが、この会社が生み出しているんですよ。魅力発信どころか疑惑発信のもとはもうメルシーなんですよ。ここで明らか

になったじゃないですか。今の社長の答えを聞いていても。これだけ市として正してくれということに対して、ブレーキしているのは社長ですよ。この会社、どないしますか。

契約、お金、ほんまに払っちゃうんですか。 これ以上、市に損害を増やすんですか。増やし ていいのか、市長は増やしていいのかどうか答 えてください。

# 丸山高廣委員長

ちょっと待ってくださいね。

今、ずっと同じことの押し問答なんですよ。 だから、これだけ投げられているわけですよ、 議会から。払うべきでないと。ですので、これ については、一旦、今そちらで考えていただい て、また答えいただけますか、それ。これだけ 言われているんですよ、各委員からも指摘され、 おかしいとか。

先ほど、井上委員と北村委員とかほかの委員 等もありましたけれども、告発についてはどう いうスタンスなのか。それ告発も含めてちょっ と考えていただかないといけないと思うんです。 もうこれだけ混乱を招いて、委員会を開いて、 いつも冒頭謝っていただきますけれども、もう そんなの挨拶みたいなものじゃないですか、こ れの。

だから、今、市長がお答えいただいても、どうせまた同じやりとりになるので、もう決まっている話なので。ここをまた皆さんでやると平行線で、本当に時間にも制限がありますので。暫時休憩させていただいて、それを一旦、どういう考えであるか、もう一度聞かせていただくということで、いかがですか皆さん。よろしいですか。

(「結構です」の声あり)

## 丸山高廣委員長

じゃ、とりあえず、暫時休憩いたします。 午後2時17分 休憩 午後2時50分 再開

## 丸山高廣委員長

休憩前に引き続き再開いたします。 市長。

_		
	-	

丸山高廣委	<del></del> 員長
-	
暫時休憩	します。
	午後2時52分 休憩
	午後3時02分 再開
丸山高廣委	
	引き続き再開いたします。
市長。	
古川照人市	툱
丸山高廣委	<del></del>
_	

副市長。

# 髙林正啓副市長

支払いの件でございますけれども、6月29日 というのが期日になっております。その支払い 日において、メルシーに対して75万円の支払い についてはストップするように指導すると。た だ、このストップすること指導について、念の ため弁護士のほうには確認をした上でその判断 をすると、そのように市としては考えておりま す。

以上でございます。

# 丸山高廣委員長

あと、告発については、市長、どうお考えですか。先ほどそれについても投げていたんですが。副市長、どちらでもいいんですけれども、市長か副市長、先ほど、それで話を一旦休憩させていただいたんですけれども、そちらの件については。

市長。

# 古川照人市長

これも午前中にもお答えさせていただいたように、現時点で告発をするというような考えは ありません。

ただ、今後の調査の中で、新たな事実が判明 して、それが告発に値するというものであれば、 当然のことながら告発をしていくということで ございます。

## 丸山高廣委員長

いかがですか、今の発言がありましたが。 井上委員。

# 井上健太郎委員

副市長の答えはぎりぎりのところで理解できるものですが、告発に関するところに関しては、 先ほども言いましたけれども、逆に告発をすることで、ほかの事実が明確になってくるのではないのですか。当の本人が何も聞くことができない、その力がない中で、何もわからない、何もわからない、返答がない、そのままに終わっているこの調査報告じゃないですか。正常化委員会の中でも、これはわからないままになっているじゃないですか。正そうと思えばそういった形で、そこから見えてくるものもあるのではないのですか。

市が判断できないのであれば、議会としてど のように対応したらいいのかということを一つ 提案することも今後あるかもしれません。そう いったことも含みおいてもらって、今の答弁のままでよろしいのですか。

# 丸山高廣委員長

市長。

### 古川照人市長

何度も繰り返しになりますが、状況がもし変わって、それが要は告発に値する内容ということになれば、当然、対応していきたいと思っています。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

社長との認識の違いはありますので、私は告発すべきだと考えておりますが、正常化委員会の委員長として、副市長は、この事案について、何も解明できないまま正常化委員会が進んできたわけですけれども、そのことについて、解明する手だてはほかにございますか。

## 丸山高廣委員長

副市長。

#### 髙林正啓副市長

あくまでもメルシーに本当に損害があったかどうかということで、この協議とかいろいろ出ておりますが、それを十分メルシーとしてご認識をいただいて、その判断の中で、それが告発に値するのか、それともほかのやり方をとるのか、そういったものはメルシーに委ねたいとは思っております。

ただ、市としては、こういう内容があるというのはいかがなものかなという考えは持っております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

今のことも含めて、指導の中に組み込むこと はできないのですか。告発を提案するというこ とは、市からは提案することはできないのです か。

# 丸山高廣委員長

副市長。

#### 髙林正啓副市長

提案することは可能であると思っております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

何一つ、当該職員がやったことに関して、明確な答えが出ていない、返信がない、そういった状況のままで、これは、時間だけがいたずらに過ぎていく気がします。3割程度の進捗状況ですねという話も先般ありましたけれども、その解明の率を上げていこうとすれば、どうしても当該職員から事情を確認していかなければならないのではありませんか。ずっととまっているままではありませんか。

当該職員は、もう既に、大阪狭山市の職責は 持っておられませんね。籍はありませんよね。 どうやって解明する手だてがあるのか。市とし て何かほかのという話をしましたが、具体的に 何か、郵送でとか電話でとか以外に何か、今ま でやってきたこと以外の新しい確実に解明する に近づける何かしらの手だてはもうご用意され ているのですか。委員長の副市長、お答えくだ

# 丸山高廣委員長

副市長。

#### 髙林正啓副市長

今回の正常化委員会の報告、また基礎資料の中でも書いておりますとおり、今のところ、事務方としては、それが最大限の状況でございます。だから、新たな手法とかいうものはないように考えております。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

それ以上ないでしょう、だから告発することでしかもう解明できなくなっているのではありませんか。それとも百条委員会を開いたほうがいいんですか。どのようなことを考えてはるんですか。これ以上、行政としてはもう限界が来ちゃったわけでしょう。新たな手だても考えられませんなんでしょう。

それで、私たちは告発することが必要でない のか、実際に告発に相当するような事案になっ ているのではないのか。口座を隠していたわけ ですよ。誰も把握できていない口座が、社長も 把握できていない口座があったわけですよ、会 社として。これ、もしも出てくるのがこのタイ ミングじゃなくて、来年の今ごろ出てきていた りしたらどないするんですか。明らかに着服じ やないんですか。僕はこの段階でも着服のよう な気がしますけれども。口座の通帳、両方返し たから何もなかったでしょうとなっていますけ れども、返してもらえていなかったら、出して もらえなかったら、把握できていないままだっ たら、これは着服じゃないんですか。それに相 当する事案になってしまっていませんか。社長 がわからない口座があるなんてことがあるので すかね。

そもそものところに戻っていただくと、これは告発に相当する事案になっていると思うんですけれども、これ以上の新しい状況が出てきたら、もうそれはもっと悪い状況ですよね。これを告発することでクリアな白だったら、それはそれでよしじゃないですか。何一つ解明されていないことが白と解明されれば、それはそれでいんじゃないんですか。

小林市へ行った宿泊を伴う小林市への旅費に ついても、立てかえさせてはいけないから領収 書等を出しなさいと言われていますけれど、出 されていないままなんですという、そんな答え なんでしょう。もうそれ以上進まないじゃない ですか。手だてがないのでしょう。そしたら一 つ手だてがありそうな該当する事案があるので すから、告発ということを本気で考えなければ、 この正常化はこれ以上進まないのではないんで すか。

職員の時間をいたずらに費やすだけでないんですか。もう行政ではこれが限界ですみたいな話を副市長されました。これ以上、行政としてはもう無理なのでしょう。では外部に頼まなきゃならないじゃないですか。監査をもってしてもここまでなのでしょう。監査以上の手だてといったら何があるんですか、ちょっと僕思いつかないので。副市長、人生経験豊かでしょうしお答えください。

# 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

地方公務員として、また地方自治法上で行っている執務の中で、今最大限の、特に非違行為とかについては地方公務員法で徹底的に調べもさせていただきました。ということで、要するに地方公共団体として、今やっている事業についてのチェックは一応済んだものと思っております。

ただ、出資法人としてつくりましたメルシー for SAYAMA株式会社の中での、まあ言 えば正常化に向けてという点では非常に不透明 なところがまだまだ残っております。それが井上委員のご指摘の中身だと思います。

そういったところは、やはり市としては指導、助言、あるいは監督はできますけれども、最終的には、会社側の考えでもって、正しい、適正な判断をしていただくというのがそれぞれの役割と責任だと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

だから、答えになっていないじゃないですか。 その判断は、会社が最終するんですけれども、 行政としてこれ以上のことはできない。であれ ば、どのような是正の指導ができるんですか。 その指導方法はほかにあるのですか。

### 丸山高廣委員長

副市長。

### 髙林正啓副市長

一応、地方自治法上では、要するに出資法人に対しての権限というのは市に与えられているものがありますが、一応、今のところ、その権限については全て利用させていただいて、ただ、基礎資料である資料1を見ていただいたらわかりますように、このように指導しました、それに対してこのように回答がありましたという繰り返しになっていると思います。ですから、そういった意味での指導はできるんですけれども、最終的にそれに対して、市も市議会もご納得いただけるような内容になっているかどうかという点では、まだまだそこまでいっていないところがメルシーに対してはあると思います。

以上でございます。

(「答えになっていないじゃないですか」の声あり)

(「ちゃんと答えないから時間だけ過ぎて行くんやけれども」の声あり)

#### 丸山高廣委員長

時間が限られているので、副市長、今、井上 委員が質問したことを端的に答えていただけま すか、端的に。

副市長。

### 髙林正啓副市長

そうしましたら、ご指摘をいただきましたので、基本的には、市として最大限指導してまいります。

以上でございます。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

具体的に、私は今回の場合、告発ということを、を視野に、内容を証明しなさいということを、証明してもらわないと困るわけでしょう、市としては。わからないことがあるままでは困るわけでしょう。明快にするために、一つの、議会からも意見があった告発ということも視野にしっかりと明示してもらいたい、あるいは明らかにしてもらいたいという指導、通知は、なぜそれをしますという答えがでないのか僕はわからないんですけれども、なぜ、その言葉が出ないのですか

告発する以外に何か方法があるんでしたら、 その方法も含めて明確に明示できるようにされ たいという指導ができると思うんですけれども、 具体的に、どのようにしてこれ答えなさい、今 まで市の問いに答えられていないわけでしょう。 それが続いているんだから、もうリミット、僕、 過ぎていると思うんですけれども。職員が職員 じゃなくなっている時期において。

であれば、もう待っていられないわけでしょう。もう最終報告できないのでいいんですか。 そう考えたら、何かしらのアクションをしてもらいたいということをきちんと具体的な指示をしてあげないと、何をしていいのかわからなくなっている会社なんですから、きちんとした指導が要ると思うんですけれども、そこをなぜ具体的な指導ができないのですか。

#### 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

あくまでも正常化という点で、大阪狭山市の ほうは事務方としては最大限行いましたが、た だ、メルシーとしての正常化においては、まだ 丸を提供できる状況ではないと。そういう意味 で、今、井上委員おっしゃったように、告発という視点も入れられるのであれば入れろという 指導はさせていただきますけれども、ただ、結 論はというのは、絶対そうでないといけないと いう結論は出せませんので、ただ指導はできま すので、一応告発も視野に入れたことを考え、 あくまでもメルシーとしての現在の状況を正常 化に向けて、要は適正な形態に持っていただき たいということは指導できますので、その点は ご理解いただきたいと思います。

# 丸山高廣委員長

すみません。今、告発を指導に視野に入れて ということですけれども、それはどういうふう に、私たちにわかるように告発を指導したとい うふうにわかるようになるんですか。

副市長。

## 髙林正啓副市長

正常化委員会の資料をちょっとひもとかせていただきたいと思いますが、是正案についての2番のメルシーが行うことのところで、これまでの経理において自社に損害があったかどうかの確認をメルシーのほうで行ってもらうという、そして期限までに報告するというふうに書いております。その中で、要するに、自社に損害があったかどうかの確認を踏まえた上で、それが告発になるのかといったところも含めて、この中で指導してまいりたいと思っております。

以上でございます。

### 丸山高廣委員長

例えば、市のほうでメルシーを告発するということはできないんですか。市長でできないんでしたら、副市長名でメルシーを告発する。それすると、これだけ混乱するようなことがもっとクリアになってくるんじゃないんですか。

先ほど井上委員が言われたように、白は白で 出てくるし、黒があれば黒で出てくるし。それ が一番、この段階ではそういう時期に来ている んじゃないですかという委員が何人かおられた と思うんですけれども、いかがですか。それを 示していただいたら、もうこれでこの委員会も ようやくそっちに向けて、監査までしてそうい うのが出てきたというのが言えると思うんです けれども。

副市長。

# 髙林正啓副市長

大阪狭山市としての今の現実の事実としての 損害は、今議論されておりますため池対応に絡 む財産区の絡みでございます。

ただ、それ以外において、いろいろ議会を紛糾させたという点では、いろんな意味でのロスというのがあるかもしれませんけれども、そういったものではなしに、直接損害のあるというのはそういうところだと思っておりますので、そこはもう今まで監査結果からも指摘されておりますし、今回の住民監査請求からでも指摘をされております。

ただ、メルシー側において、今の職員がかかわった中でのいろんな損害的な要因、そういったものがまだ解明されていないところがありますので、そういったところは当然メルシーとして解明していただきたいと、かつその結果によっては告発してほしいというような指導はできると思いますが、そのようには考えております。

## 丸山高廣委員長

市としてはやることはないんですか。市から できないんですか、できるんですよね、やろう と思えば。

#### 髙林正啓副市長

現状としては、する予定はございません。

### 丸山高廣委員長

残り時間が短いんですけれども、ほか何かありますか。

須田委員。

# 須田 旭委員

1つだけ、すみません。さっきの、副市長が ご答弁で、75万円をストップしますとはっきり おっしゃられたことについてなんですけれども、 もちろん、地元やからよくおわかりでしょうけ れども、非常にお怒りな状況です。これ、デリ ケートな問題で、どちらが強い弱いじゃないん ですけれども、これ、もし剝がしてくれみたい な話になったら、もう会社立ち行かへんどころ か、市にとっても大損害で、私はそれが一番恐 ろしいです。

だから、今、副市長は払いませんとおっしゃったので、きょう、これが終わったらすぐ行っていただきたいです。これ、ほかの人から耳に入ると、これはまたすごいことになります。多分、ほかの人から入る可能性があります。こうなりましたよと。ほんなら、またそんな説明受けていないのに、またそんなこと議会で言うたんかとなって、それ、今すぐ行ってもらえますか。

# 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

まず、この委員会が終わりました後すぐに、 まず連絡がつくかどうかわかりませんが、とり あえず連絡は区長には入れさせていただきたい と思います、この状況を。

ですから、メルシーに対して29日の支払いを ストップするように、市としては指導するとい うようにお答えはさせていただいているという 旨は伝えさせていただいて。

(「弁護士と相談する」の声あり)

ただ、弁護士とも相談するんですけれども、 とりあえずそういう状況だけは報告はさせてい ただきます。

# 丸山高廣委員長

須田委員。

# 須田 旭委員

本当に誠意なんです。

2月23日の時点で、これ、経理を行うべきであったと思われると、たったの3行しかなかったところから、今回これだけ踏み込んで書かれてしまったので、そこを丁寧に説明していただいたらいいと思うんです。この事情も、こちらとしてもやっぱり出てしまったからには、井上委員がおっしゃるように、もう戻れないから、過去には。

ただ、時間軸として、今まで時間があったといえばあったでしょうけれども、この5月31日の監査の後の6月という初めての支払いの期日が来てしまったので、行政としての、そこのところは本当にそうせざるを得ないということを謝罪していただいて、今おっしゃっていただいたので、とにかく、また勝手なことを言ってとなって、本当に損害が出てしまったら、これは剝がせとかなったら、大鳥池の請願もありますけれども、むちゃくちゃな大損害になったら誰が責任をとれるんかという話になってきますから、とにかく今のままソフトランディングできるようにお願いします。

## 丸山高廣委員長

井上委員。

## 井上健太郎委員

すみません。一般質問の中で確認していたことの確認を今ちょっとさせてください。

丸山議員が質問の中で、大阪狭山市ため池等 太陽光発電モデル事業の業務委託変更契約のこ とについて、その第4条の水利組合地区会との 調整を十分行い、発電所等のシステム設置場所 を提供するとともに、当該設置場所等の良好な 環境維持に努めるものとするについて、個人質 間の中で、株式会社共立電機製作所とメルシー for SAYAMA株式会社、代表取締役古川 照人氏との認識が同じかどうか、きちんと電話 で確認するように言っているんですけれども、 9日間ありましたが、この9日間の間で連絡を とられましたか。認識に違いがあったんでしょ うか、なかったんでしょうか、お答えを社長、 お願いいたします。

# 丸山高廣委員長

社長。

### 古川照人市長

ちょっとまだ担当のほうからその報告は上がってきておりませんが、その質問が出た後に、 確認をとるようにという指示はしております。

(「自分でとらな」の声あり)

# 丸山高廣委員長

井上委員。

### 井上健太郎委員

いやいや、担当が確認するやなくて、社長が 確認しないとあかんかったんじゃないかな。社 長が確認するじゃなかったのですか。社長みず から確認する必要はなかったのですか。

## 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

今の時点ではできておりませんので、早いう ちに確認するようにいたします。

### 丸山高廣委員長

井上委員。

#### 井上健太郎委員

大きな問題ですから、全て並行でしていかないと、地区との話もそうですし、先ほど須田委員が言われたとおり、地区への報告もそうですし、とにかく時間との闘いのはずなんですよ。丁寧に、本当に真摯に向き合った誠意ある行動をとってもらわないと、この話が実は違っていたりするとまたえらいことになるわけでしょう。だから、心配しているから一生懸命意見しているわけです。聞いてもらって確認、確実に間違いがない、大丈夫という答えをもらわないと、僕らも不安で不安で仕方がないわけです。それ

をずっと確認しているわけですから、きちんと 連絡をとっていただいて、また報告をお願いし たいと思います。よろしくお願いします。

### 丸山高廣委員長

松井委員。

# 松井康祐委員

ちょっといろいろ、ここに至るまでの経過を、 どちらかと言うたら今、結果論で全てを議論させていただいて、あのときにもしかしたら正常な形で法を遵守していれば、こういうところまで及んでいないんやないかと。もっともっと何回も、この委員会の中でも各委員の皆さんからどこで正常化するんやろうと、一旦立ちどまれ、自浄作用を働かせというようなことを言い続けてきたような記憶があるんです。

その中でも、これ今、市長、副市長ばかりお話しされていますけれども、市役所という組織の中でこうやって活動されているのであれば、もし誰か職員が、もしくは市長が、副市長が誤った方向、もしくは法を破るような方向になったときには、当然、理事者会もあるでしょうし、庁議もあるでしょうし、そういった中で、正常化をするのが普通やないかなというふうに私は前の議会の中でもお話ししたはずです。

何か、大阪狭山市としてのコンプライアンスが全然現状なっていなかったんじゃないかなと。とめる人もおらへんかった。今の財産区の問題もそうです。ここに至るまでに、当然これがおかしいやないかという人がいなかったんかなというふうにまだやっぱり思うわけです。

過去の話、今、各委員のほうから正常化に向けていろんなお話ありましたけれども、今現状、もしこのような課題が出てきたときに、正常に対応できているのかどうか、それで、それを正常化するためには、今こういうふうな取り組みでこうなってきましたというふうなことがもし聞かせていただけるんであれば、聞かせていた

だけたらなと思うんですけれども、総務部長、 いかがでしょうか。

# 丸山高廣委員長

担当。

### 竹谷好弘総務部長

我々にとっては、やっぱりこの事案について は、非常に大きく受けとめています。

こういう状況に至ったことについての原因というのは、いろいろ分析は進めていますので、 今後こんなことないようにしっかりと対応していくというのは当然のことなんですけれども、 具体的には、みんなが一定そういう認識を持ちながら、今はそれぞれの事案に対応しているということかなというふうには認識しています。 以上です。

# 丸山高廣委員長

松井委員。

### 松井康祐委員

例えば、一般の株式会社で一人社長で、一人 親方でもうどうしたってその人の言うことを聞 かなあかんねんというふうな状況であれば、こ れまた仕方がないという言い方はおかしいでし ようけれども、役所としてやっぱり法を守る最 前線の中で、いろいろ部長さん、皆さんもたく さんいらっしゃる中で、方向性を決めるにおい ては法を遵守していただいて進めていただける ように、やっぱりこれからも取り組んでいただ けることを私は切に望みます。意見だけにして おきます。

# 丸山高廣委員長

井上委員。

# 井上健太郎委員

行政は、全てがこのことについて意見できなかったり、是正できなかったわけではなくて、 住民監査請求の報告の中にもありますけれども、 市の内部でもめた話があったり、きちんとそれ を文書で指摘していたりだとかあります。 6ページ、7ページに特にあるんですけれど も、住民監査請求の概要について、かなり具体 的に書いてありますよ。当時の担当者がどうい うふうな意見具申をしていたか、どのような話 を副市長、あるいは市長に対してしてきたか。

濁り池協定書締結直前の見解というのが7ページにあるんですけれども、平成29年5月23日に副市長は、工事が完了しているため早く契約を締結したいと考えるメルシー代表取締役古川市長から濁り池協定書(案)に係る問題の有無について相談を受け、財産区担当部長である総務部長に確認の指示をした。その指示を受けて総務部長は、ちゃんと当月25日に副市長に、あるいは当月30日に市長古川さんに対し、弁護士とも相談した結果、財産区を適用して契約すべきであるという見解を示してはるんですよ。きちんと是正しているんです。意見されているんです、正しくしてくださいと。それを、無視してやっているんでしょう。

今回も、今、副市長が最終、弁護士とも相談をしてという話をしましたけれども、それを無視してやってきた行政執行してきた事実も一つあるので、市長の判断で無視してやっているのか、副市長も一緒になってやっているのか、そこのところについては具体にはありませんけれども、でも見解は示してはるんですよ。意見具申して正してくださいよと、ちゃんと担当の職員、もちろん、部長以下ほかのスタッフの方たちも、どうやろうどうやろうと相談してもろうた中できちんと意見してはるんですよ。それを、握り潰してしもうているわけです。口塞いでしもうたわけですよ。その重みを本当に感じてほしいわけです。

正常化委員会の正常化のこの答えについても そうですし、今後、職員の処分、あるいは特別 職の処分等もあるんでしょうけれども、議会と して、少なくとも私はそんな処分を求めている んと違うんです。求めているのは、こうやって 正しくありたいという職員に応えてほしいわけ です。行政として正しく、間違いがない美しい 行政をしていきたい。だって、そう思って公務 員になってきてはるんでしょう。法を遵守しま すと宣誓しているんでしょう、職員になるとき に。憲法も含め、全てそういった法を遵守しま すと宣誓して職員になられているんですよ。そ の誓いに対して、きちんと真正面から仕事をし てはる職員に対して、物すごく不誠実な対応を してはる市長と副市長なんですよ。

お2人が正常化になってくれたら、もうまちは一瞬で正常化するのかもしれません。社長が 正常な判断をしてくれたら、このまちは一気に 正常化するのかもしれません。

今、先ほどの副市長の答えもぎりぎりのところで答えてはると思いますが、なぜぎりぎりになるのか。大きな権限を持っている市長が社長であるからです。その物すごくとてつもなく大きな権力を持っている市長、あなたが正常な態度、正常な振る舞いをしてくださらないと、職員が困るわけです。

私の任期もあと半年ちょいですわ。その後ずっとこのまちを支えて守ってくれはるのは、やっぱり一職員さんなんです。公務員さんなんです。公務員さんなんです。公務員さんが自信を持って、間違いなく仕事ができる正常化を進めてもらわないと、僕も次の世代の人たちにやっぱり顔向けできないじゃないですか。

正常化に向けて、あるいは正常に仕事をしている人たちに対して、誠実に、速やかに、本当に対応していただくことだけ要望しておきたいと思います。

#### 丸山高廣委員長

あと、もう残り時間がすくないので、あと何 人おられますか。この2人で終わらせていただ きます。 じゃ最初に、小原委員。

# 小原一浩委員

全然別の案件なんですが、きょう配られた臨時株主総会議事録で、これは、あけて3ページ目ですが、臨時株主総会をやって、結局、定款の変更で第2条で、当会社の目的は、次の事業を営むことを目的とするということで、ため池だけに限定しているんです。それまでは物すごくいっぱいあったわけですけれども。

それで、この臨時株主総会に株主が、誰が出席したのか、1名出席しているみたいですけれども、それをお聞きしたい。

それと、これは、ばっとだけですけれども読 んだんですけれども、これ、株主が誰がわかれ へんのやけれども、大阪狭山市、こんなの、ち ょっとこういう定款には私は疎いんで、私の個 人的な見解ですが、何にも市のことも書いてい ないし、それと同時に、市の出資の会社として の、第8条でも、当社は相続その他一般継承に より当会社の株式を取得した者に対して当該株 式を同会社に売り渡すことを請求することがで きるとか、第7条で、当会社の株式を譲渡によ り取得するには当会社の承認を要するとか、こ れ、僕は第三者というか市が設立した会社の定 款を見たことないんですが、これ、全然大阪狭 山市も出ていないし、株主が誰かも出ていない し、今どうもうまくいかんメルシーforSA YAMAの定款自身がこれでいいんやろうかと いう気がしているんですが。ちょっと専門的に なると思うし、私もわかりませんが。

とにかく、この株主総会の1名、誰が出席し たのかを聞きたいんですが。

## 丸山高廣委員長

社長。

# 古川照人市長

あくまでも、臨時株主総会は、私と社員と2 人で開いたという形をとっております。

# 丸山高廣委員長

小原委員。

# 小原一浩委員

株主は市長として出られたわけですか。

### 丸山高廣委員長

社長。

#### 古川照人市長

恐らく、この書き方から見ると、そういうことになると思います。

## 丸山高廣委員長

小原委員。

## 小原一浩委員

これ、ずっといろいろ条文を読むと、とにかく代表取締役に事故があったときには他の取締役が招集するとか、もっとものことをいろいろ書いてあるんですが、これ、今のところ、市長が社長1人ですよね。これ、実態とこれとは全然そぐわないので、これでいいんかいなという気はします。

例えば監査報告とか監査の関係も、じゃ監査 役はいなかったんですか、これ。この会社とい うのは、市並びに市の弁護士に相談した上でい ろいろつくったこれは定款なんでしょうか。そ れとも、どこかから宛てがいぶちでやられた定 款なのか、どっちなんかなという気がするんで すが、どうなんですか。

# 丸山高廣委員長

担当。

## 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

すみません、設立の際にちょっと携わっていなかったので、ちょっとそこまで引き継ぎをいただいていないので、リーガルチェックというのはあれですけれども、一定のリーガルチェックはしているのかなと思います。

それで、先ほどちょっとご指摘の株主総会なんですけれども、議長等につきましては、第15条に書いておりますけれども、株主総会の議長

は代表取締役がこれに当たるということなので、 今回、株主については大阪狭山市ということで ございますので、市の代表である市長が株主総 会の議長を務めてやったという状況でございま す。

# 丸山高廣委員長

小原委員。

## 小原一浩委員

この定款を見る限り、大阪狭山市がどれだけかかわっているかというのも何もわからないし、こんなオールマイティーな。これ、チェックはこんなひな形なんかもあるし、それでやっていたら法務省はチェックし、ああこれでいいなと。リーガル的にあれやと言うけれども、この定款自身はちょっとよう見直さないかんのと違うかと。今のところようわからないから意見だけにしておきますけれども、この定款が諸悪の根源かもわかりませんね。

## 丸山高廣委員長

西野委員。

#### 西野滋胤委員

先ほど、須田委員からもありましたとおり、本日、副市長のほう、動いていただきたいと思います。その結果につきまして、あした、議員全員協議会のほうが開かれるということでございますので、そちらのほうで一定ご報告、どのような、もし会えなかったら会えなかったでご報告、それでも構いませんので。須田委員もおっしゃっておりましたが、副市長は電話でとおっしゃっておりますが、それでは誠意は伝わらないと思いますので、会うような形で調整していただき、その結果のほうをお伝えいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

# 丸山高廣委員長

副市長。

# 髙林正啓副市長

今、ちょっと西野委員からも再度、須田委員と同じように、確認といいますかご質問ございまして、6月29日の支払いをしないようにという指導をすることについて、その指導が本当に今の状況の中で、その段階の指導というのがいいのかどうか、弁護士に当然、私としては相談した上で、そういう方向では市としては考えているけれども、メルシーに対してそういう指導が本当に今のところできるのか、それともできないのか、そういったところを相談した上で、きょうはこういう状況であったということはまずお電話でお伝えし、その結果を受けて改めてお会いをして、正式にお話をしようというふうな連絡調整をしたいなと思っています。

ただ、できるだけきょう中に会えるんやった ら会えるかどうかは、当然アポイントはとって 見たいと思います。電話はつきましても、きょ うはちょっとどこかに出張とかであればまた会 えませんので、基本的に自宅に、例えば夜8時 でもいらっしゃるんであれば、その時刻を見計 らって寄せていただいていいか、その確認も含 めて連絡をさせていただきたいと、そのように 思っております。

### 丸山高廣委員長

西野委員。

#### 西野滋胤委員

よろしくお願いします。

誠心誠意対応していただき、また議員のほう にもしっかりとご報告いただきますようよろし くお願いいたします。

### 丸山高廣委員長

北村委員。

### 北村栄司委員

今の関連やけれども、議員から地元に先に入ったりするよりは、当局から入ったほうがスムーズに後々の問題もあるということやから、ちょっとそれはそやから議員のほうは控えるとい

うふうにしておきますか、きょうは。 (「まあまあね」の声あり)

きょうの段階では。

# 丸山高廣委員長

そうやね。

# 北村栄司委員

それはちょっとしておいたほうが。そのかわり、ちゃんとあしたの全協までに、当局がきちんと対応すると。

## 丸山高廣委員長

そうやね、全協までは。はい、わかりました。 そういうことで、皆さん、北村委員、今ご発 言ありましたが、よろしくお願いいたします。

薦田委員。

# 薦田育子委員

すみません、ばくっとした感想なんですけれども、これ、本当に長い間すごく議論しているんですけれども、毎回毎回いろいろ不信感がずっと積もってくるような会議になって、会議を重ねるにつれ整理されてちゃんとしていくところがもう全然なくて、本当に重たい気持ちなんですけれども。

やはり市当局とかは、市長を先頭に、住民の皆さんに対して誠意を持っていただくというのか、もうちょっと信頼に応えるように、それで対応も早くやっていただくように要望しておきたいと思います。ちょっと遅過ぎますよね、いろいろ。

#### 丸山高廣委員長

ありがとうございます。

きょう、委員の皆さんから、内容証明等の話があったと思うんですけれども、そちらのほうもきっちり進めていただくようにお願いいたします。

まだまだご意見やご質問があろうかと思いま すが、これで終結させていただきます。

その他、何かございませんか。

# 丸山高廣委員長

担当。

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

先ほどの小原委員の定款の話なんですけれども、第31条、第32条、第33条というのが1枚抜けておりまして、前回3月16日の特別委員会の資料ではお渡ししているんですけれども、そこに設立時の代表取締役と発起人の名前、大阪狭山市とか書いておりまして、その1枚、きょうの資料からは抜けているので、3月16日のときには出ているんです。それだけちょっと抜けておりましたので、ちょっとすみません、ご報告だけさせていただきます。

## 丸山高廣委員長

なるべく抜けないようにお願いします。

# 三井雅裕グリーン水素シティ事業対策室長

申し訳ございません。

# 丸山高廣委員長

以上で本特別委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午後3時41分 閉会

会議の経過を記載し、その相違ないことを証す るため、署名する。

大阪狭山市の魅力発信及び発展に関する事業等調査特別委員会委員長